令和７年度第３回定例会（第４号）

令和７年９月１１日（木曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　同 意 第 １ 号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　４　同 意 第 ２ 号　教育委員会委員の任命について
日程第　５　承 認 第 ３ 号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　６　議 案 第 ３ ０ 号　七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第　７　議 案 第 ３ ８ 号　七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第　８　議 案 第 ３ ９ 号　職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
日程第　９　議 案 第 ４ ０ 号　七飯町水道事業給水条例の一部改正について
日程第１０　議 案 第 ４ １ 号　財産の取得について
日程第１１　議 案 第 ４ ２ 号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第１２　議 案 第 ４ ３ 号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第１３　議 案 第 ４ ４ 号　北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第１４　議 案 第 ４ ５ 号　令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）
日程第１５　議 案 第 ４ ６ 号　令和７年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議 案 第 ４ ７ 号　令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１７　議 案 第 ４ ８ 号　令和７年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１８　諮 問 第 １ 号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第１９　諮 問 第 ２ 号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第２０　報 告 第 ８ 号　令和６年度七飯町健全化判断比率について
日程第２１　報 告 第 ９ 号　令和６年度七飯町水道事業資金不足比率について
日程第２２　報 告 第 １ ０ 号　令和６年度七飯町下水道事業資金不足比率について
日程第２３　認 定 第 １ 号　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第２４　認 定 第 ２ 号　令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２５　認 定 第 ３ 号　令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２６　認 定 第 ４ 号　令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２７　認 定 第 ５ 号　令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について
日程第２８　認 定 第 ６ 号　令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について
日程第２９　発 議 案 第 ９ 号　特別委員会設置に関する決議

○出席議員（１３名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副 議 長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　﨑　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	青　山　金　助

5番	川上弘一	6番	佐々木陵二
7番	田村敏郎	8番	稲垣明美
9番	中川友規	10番	平松俊一
12番	池田誠悦		

○欠席議員（1名）

11番　上野武彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長	杉原太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤稔	統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青山栄久雄
統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川島篤実	総務課長	中村雄司
情報防災課長	村上宏樹	政策推進課長	笠原泰之
税務課長	池田晃	会計課長	佐々木宏美
住民課長	福川晃也	環境生活課長	村山徳收
福祉課長	谷口真樹	子育て支援課長	川崎惠子
健康推進課長	竹内圭介	商工労働観光課長	岩上剛
農林水産課長	松本博和	土木課長	赤石旭
上下水道課長	庭田昌輝		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長	侘楼司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長兼学校給食センター長	柴田憲
生涯教育課長	花巻亘	スポーツ振興課長	髙橋雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長	福永崇弘

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監査委員	永田英利

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長	中村雄司

○本会議の書記

事　務　局　長　広　部　美　幸　　書　　記　山　本　翔　大
書　　記　伊　東　宏　樹

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

１番　澤　出　明　宏　　２番　神　﨑　和　枝

午前１０時００分　開議

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１３名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第３回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

上野武彦議員から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

１番　　澤　出　明　宏　議員

２番　　神　﨑　和　枝　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第２　一般質問を行います。

理事者から、説明資料として七飯町藤城峠下地区振興計画の藤城地区活性化事業の年次計画書をお手元に配付しておりますので、御参照ください。

それでは、中川友規議員の質問に対する答弁より入ります。

政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　皆様のお手元に説明資料といたしまして、平成２５年７月に作成した藤城地区活性化事業の年次計画をお配りしております。

３ページ目をお開き頂きますと、下段が活性化事業の年次計画となっており、２の老朽化した保育園の建て替え整備支援につきましては、平成２６年度からとなっており、１の児童館等学童保育施設の整備、３の老朽化した公民館の建て替え整備、４の消防詰所の建て替え整備については、保育園整備完了の翌年度としております。

また、一番後ろのＡ３の写真は、計画当時の改築後の地図となっております。

七飯町藤城峠下区振興計画の策定に当たりましては、当時、七飯町藤城峠下地区振興計画策定委員会を設置し、委員の皆様に御議論頂きながら取りまとめております。

計画では、まず藤城保育園の移転整備を行い、保育所の跡地に学童保育、藤城公民館、消防詰所を複合化した施設を整備することとしており、藤城保育園の移転用地として、平成２６年３月に町が近隣の土地を購入し、造成しましたが、藤城保育園が平成２０年度及び平成２２年度に施設の改修等を行ったことから、当面の間は建て替え移転をせず、現在の施設を利用することとなり、それに伴い、町としては計画が中断し、現在に至っているところです。

これにより、町としては、藤城公民館は当面の間、維持・補修を行いながら利用することとしております。

以上です。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　消防藤城分団詰所の件です。

この計画が中断したことにより、これまで南渡島消防事務組合へ消防藤城分団詰所整備について働きかけていないことは不十分であったと考えます。

今後、具体的な消防藤城分団詰所整備時にはしっかり協議してまいります。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　改めて計画の説明を頂いたのですけれども、まず消防ですね。

最初から南渡島消防事務組合としっかり協議してやってくれば、立てる、立てない、どちらにしても、ちゃんと答えが出た状態になったと

思いますし、そういうものはきちんとしていかないと駄目だと思うので、そうした体制づくりをしっかりお願いしたいです。

それと、平成２０年に保育園を改修しているため、改築しないということなので、計画が止まっているというお話でしたが、この計画は平成２５年に策定していますよね。

平成２５年に策定して、保育園は平成２０年に改修しているということですから、そもそもこの計画を平成２５年に策定するときに、当然、保育園の当事者の人たちと話をしていると思います。

であれば、平成２０年に改修しているので、今のところ、うちは更新しませんよと、これを策定する前になるはずですよね。

５年たって、これを策定しているということですから、今の保育園に関しての答弁は、ちょっと整合性が取れないのかなということです。

それと、この計画自体が総合計画にも含まれてくるということもおっしゃっていたと思うのですけれども、総合計画は町の上位計画ですよね。

それぞれの課でいろいろな計画を持っていると思うのですが、そういう計画が総合計画に反映された場合、それぞれの課で持っている計画自体は更新しなくてもいいという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　まず、この計画策定時、平成２０年度及び２０年度に藤城保育園が施設の改修を行ったために、移転、改築に至らなかったという部分に関しましては、当時の詳細な資料等が残っておりませんので、どのような議論がなされた上でこの計画を策定したかというのを把握していないところです。

当然のことながら、計画策定時にきちんと議論がなされた中で、本来、つくられていくべきだと捉えておりますが、当時の経緯で不明瞭な部分がございますので、その辺は御理解頂きたいと思います。

また、ほかの個別の計画につきましては、各課でつくっているもの等もございますけれども、総合計画が上位計画ということで、そこら辺の整合性が図られていくべきだと捉えておりますし、その個別の計画の課題とか、投資的事業等も含め、その辺はしっかりと総合計画と整合性を図りながら、今後も調整していきたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　ちょっと分かりづらかったのですけれども、まず保育所の関係です。

平成２０年に改修した後に、この計画が出来ていますので、この計画を策定したときのいきさつが分からないというのはあり得ないと思います。

行政として地区の計画をつくって、たしか、これをつくるとき、藤城峠下地区の方々だとかに住民説明会をやったり、意見交換をしたりして、そういう中でもいろいろな意見を聞いた上でやっているはずですよね。

私は当時も議員でしたから、それのいきさつが分からないこと自体、あり得ないと思います。

それが１点と、あと、総合計画の関係で、ここがよく分からないのですけれども、総合計画にも反映させているので、藤城峠下地区の振興計画は更新しなかったということですが、であれば、ほかのいろいろな計画があると思うのですけれども、そういう計画も総合計画に入った場合は、それぞれの課の計画をなくす、要は更新しない考えでよろしいのかということをお聞きします。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　まず、藤城保育園の関係ですけれども、２０年、２２年に改修した後に、２５年度に藤城峠下地区振興計画を策定しております。

当然のことながら、その策定に当たって、先ほど議員がおっしゃったような委員会で議論等もされている中で、この計画が出来上がったということですので、計画を策定した段階で保育所を建て替え移転することも載っておりますの

で、そういう議論の中で、この計画がつくられたものと捉えております。

確かに、改修・修繕したのは２０年、２２年度と計画の策定前ですが、なかなかその辺の調整がうまくいかなくなり、保育所を移転・改築できなかったと捉えております。

また、総合計画にほかの計画が吸収されると言ったら変ですけれども、それぞれの事業が総合計画に搭載されたからといって、計画によっては制度上つくっていかなければならない計画、あとは町の考え方で作成されている計画もありますが、その辺はそれぞれの計画の終了年度になった時点で、進捗状況、成果の検証等を踏まえ、その計画をどうしていくのかということを考えていかなければいけません。

総合企画にその事業が搭載されたからといって、それぞれの計画がなし崩しに終了するというのは、本来、やるべきではないと捉えております。

この藤城峠下地区振興計画については、令和２年度が目標年次で、終了したような形になっておりますが、本来であれば、これも計画の成果だとか、進捗状況だとかも、ある程度、検証した中で終了することが望ましかったと考えております。

そこら辺は非常に反省すべき点だと捉えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　副町長。

○副町長（工藤　稔）　総合計画と個別計画の関係ですが、今、担当課長からも御答弁をさせていただきましたけれども、本来であれば、この計画に限らずですが、計画期間終了時に実施状況を確認し、検証した上で、今後、どうするかということをきちんと検討する必要があったと考えております。

ただ、今回の部分については、そういった十分な手続というものができなかった。

そのことに関しましては、大変不適切だったというふうに反省しているところです。

大変申し訳ございません。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　計画を更新しなかったところに関しては、適切ではなかったということであります。

実際、それはそのとおりだと思いますけれども、この計画の年度というところにいろいろ書かれていて、様々な情勢の変化や地域住民の町づくりの意向を反映し、必要に応じて見直しや変更を行い、本計画を推進していくということも書かれていますので、今はもうなくなってしまった、更新していない状況かもしれませんけれども、これについては藤城峠下地区の皆様にもきちんとした説明をするべきだと思いますが、その辺について。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　令和２年度に目標年次ということで、その後、更新していかなかったということです。

どういう形で何年もたった後に住民の方に説明していく手法と言いますか、そういうのも、今後、きちんと検討しながら、議員のおっしゃるような説明というものを前向きに検討させていただきたいと捉えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　副町長。

○副町長（工藤　稔）　地元への説明ということですけれども、今、担当課長からも御答弁させていただきましたが、どういった形でできるかについては検討させていただきたいと思いますけれども、まずはこの計画自体、なかなか昨日から御質問を頂いている中で、十分な取組がこれまで進んでいない部分もございますので、そういったものについては、今、ちょうど見直し作業を進めております総合計画の中でもきちんと検討した上で、こういった事業が進むよう、しっかり町としても考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　計画自体の在り方については、そういうことなので、あとは地元の方々にしっかり、形はどうあれ、お話をしていくということだと思います。

もう一つ、この計画自体、廃止という言葉が

適切なのかは分かりませんけれども、今は更新されていません。

これを進めるに当たって、昨日、町長からも答弁がありましたけれども、町で用地を取得していますが、このときに農地転用だとか、農振の除外だとかというのがなされているはずです。

農地転用と農振の除外という手続があるはずだと思うのですけれども、その辺について、どういう処理をなさっているのですか。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　それでは、農地転用の部分についてお答えさせていただきます。

当該地の地目は田で、平成２６年３月に町が取得しております。

農地転用の部分ですけれども、公共の用に供する施設を建設する目的であったため、許可不要となっております。

以上です。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　私からは、農振除外の件につきましてお答えいたします。

同じく平成２６年に農振の除外の申請がありまして、平成２６年３月に農振除外の手続を決定公告して終了しております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　公共施設だからいいみたいなことですけれども、農地転用の除外とかになる公共施設はどういう施設か、教えていただきたい。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　許可不要になる部分ですけれども、地域の住民に供される公民館、生活館、集落会館、福祉会館等というような形になっております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　本日出していただいた藤城峠下地区振興計画の資料を見ると、農地転用にかかっているところは、保育園だと思うのですけれども。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　こちらは、農地転用の部分も含めて、一体化という形で協議がなされていた。この計画の協議の中で、一体化も含めた部分の議論がなされていたというふうに把握しております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　一体化していると言いますけれども、農地転用をかけるのですよ。

これを民間の事業者がやると言っても、同じような考え方でよろしいのですか。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　許可不要の考え方としては、市町村自らが設置するという形の部分で取扱いを行っております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　行政が行う場合でも、確かに社会福祉施設は該当しませんというのがありますけれども、社会福祉施設に公民館だとかは対象になっていないと思います。

この図面を見ると、公民館とかが一体化されるということですけれども、公民館自体が社会福祉施設ではなく、社会教育の施設です。

そこは、社会福祉事業を公民館でやるということで、解釈によってはいい場合もあるのですけれども、ただ、育児施設は農地転用の手続が必要で、農地法の第４条、第５条に当てはまらないことになっていると思います。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　一応、取扱いとしましては、保育所というよりも地域住民の用に供される公民館という形で、許可不要の取扱いとしております。

以上です。

○議長（木下　敏）　質問に答えてください。

今、出した年次計画の中で、地目が田のところに地方公共団体が建築するからいいという見解で、先ほど答弁されています。

その中で、今、ここに保育所が建つよと。

保育所は社会福祉法人ですから、社会福祉法人が地目を変更しないままやれるのですかと聞いていると思うので、そこのところ、曖昧な答弁はしないでください。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　失礼しました。

こちらは、保育園のみを建てるという形で許可不要としたわけではなく、地域住民の用に供される公民館ですとか、そういった部分が許可不要案件となっていますので、そちらで許可不要という形で取り扱っております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　公民館も含めているのでいいということですけれども、先ほども言いましたが、そもそも公民館自体は社会教育施設であって、農地法施行規則第３条でも公共施設に関しては学校だとか、そういうものが免除になるという。

なので、公民館だからいいとか、そういうことでいいのでしょうか。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

１０時４０分、再開します。

正確な答弁をしてください。

午前１０時２３分　休憩

午前１０時４０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

中川友規議員の一般質問の答弁より入ります。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　貴重なお時間を費やしてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。

中川議員の御質問のとおり、施行規則の第２５条に規定する、社会福祉法や学校教育法に該当する施設は許可不要にはなりませんけれども、今回の利用計画に関しましては、公民館と一体にする形になっており、取扱いの考え方がありまして、その中で市町村が自ら設置する地域住民の用に供される公民館、生活館、集落会館、福祉会館等は、土地収用法第３条第３２項に該当し、許可不要であるというような取扱いの形になっておりますので、今回は公民館を一体として利用する形に該当し、許可不要という形で取り扱っております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　町で幅広く社会福祉も含めた解釈のなかで、今回は大きい計画の区画やったということで、その点については分かりました。

ただ、今の町が置かれている状況を、民間企業がやったとしたら、どういう罰則がありますか。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　民間と言いますか、こちらの許可案件になった場合には、進捗状況等の報告が必要となりますので、許可に沿った利用をするように指導をしていく形になります。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　調べればすぐ出てくるのですけれども、これを民間がやった場合、要は、今回の町の図面でいくと、こういう計画があって進めていきたいので農地転用してくださいということでやった場合、計画どおりに進まなかったとか、違うことになったら、個人にあっては３年以下の懲役、または３００万円以下の罰金。これが法人だと、１億円の罰金という罰則の適用もあるというふうに謳っています。

行政だから、公共だから、農地転用の許可は不要だということでやっていますけれども、現在、この藤城峠下地区振興計画は更新されていない状況ですよね。

であれば、この計画自体が民間なら、なぜやっていないのですかと町が指導する立場側になりますよね。

これはどうするのか、改善しているのかということを、町側が事業者に対して指摘していく

状況だと思うのですけれども、その辺について、そういう状況と同じではないですかね。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　今、中川議員がおっしゃられたとおり、民間の事業とか、社であれば、指導の対象になります。

この部分に関しましては、許可不要という取扱いだったものですから、指導等の形にはなっておりませんけれども、公共の用に供する施設を建設する目的で整備するために許可不要となっておりますので、今後は公共用地として有効な利用をするよう、町部局に働きかけていく形になります。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　一応、確認しますけれども、今回のケースのように行政が許可不要ということで進めた場合、個人・法人に対しての罰則はありますけれども、行政に対しての罰則なり指摘事項の制度はあるのですか。

○議長（木下　敏）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福永　崇）　この部分に関しまして、許可不要案件でやっているものですから、罰則等はございません。

以上です。

○議長（木下　敏）　理事者側はどういう見解か、そこをちょっと述べてください。

民間だったら罰則規定、指導規定になるものが、今、計画もなくなって、田んぼのままの地目になっていて、ずっと十何年、こういう状況。

それは許可案件でないから、指導もしないし、何もしないという。今、そういう農業委員会の見解でしたけれども、本来であれば、法を遵守するのが行政だと思うから、その辺の見解をお願いいたします。

町長。

○町長（杉原　太）　町として、当初、計画をつくってから、一部遂行された部分はございますけれども、中川議員が御指摘されている、藤城の公民館用地の部分に関しましては、教職員住宅が建っただけで、それ以降は進んでおりません。

そういう意味で、ただいま御指摘があった部分に関しましては、改めて、協力を頂く民間福祉法人だとか、消防事務組合だとかに働きかけて、この計画を進められるような形で、農地利用も含め、責任を持って進めたいと思っております。

しかしながら、この計画自体は失効してしまった状況ですが、この部分に関しまして、町で責任を持っている施設関係は総合計画の中にしっかり入れ込みながら、計画として進めていきたいと思いますので、御理解頂きたいと思います。

これまで住民説明会だとかをやらなかった、それから、そのまま自然消滅したような形になっていることに関しましては、改めて藤城峠下地区の住民の皆様をはじめ、町民全体にお詫びを申し上げまして、今後、計画に沿った形で、年次はちょっと遅れておりますが、きちんとした対応を取っていきたいと思いますので、御協力、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　以上で、一般質問を終わります。

日程第３

同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（木下　敏）　日程第３　同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原　太）　同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任について、推薦理由を御説明申し上げます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の者とは、氏名、北村到氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりです。

提案理由となりますが、現在、固定資産評価審査委員会委員であります伊藤利一氏が、令和７年９月３０日で任期満了となることから、同氏の後任として北村到氏を選任したく、提案するものです。

北村氏は、昭和５５年４月に七飯町に奉職し、平成３０年３月の定年退職に至るまでの間、学校教育課長兼給食センター長、税務課長、総務課長及び総務部長を歴任し、町行政の推進に御尽力されました。

このように、同氏はこれまで多くの重責を担っており、周囲の信望も厚く、税に対する知識や固定資産評価についての豊富な識見を有しており、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。

よって、同氏を適任と考え、選任いたしたいと存じますので、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第１１１項により、討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、これに同意することに決定いたしました。

日程第４

同意第２号　教育委員会委員の任命について

○議長（木下　敏）　日程第４　同意第２号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原　太）　同意第２号教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の者とは、信夫恵美子氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりです。

提案理由となりますが、教育委員会委員であります信夫恵美子氏が令和７年９月３０日で任期満了となることから、引き続き信夫氏を任命したく提案するものです。

信夫氏は平成２７年３月に函館市立光成中学校校長として退職されるまでの４０年にわたり、生徒の教育及び育成に努力され、退職後も教育現場での実務経験を生かし、渡島管内における教育の振興に御尽力されました。

また、周囲の信望も厚く、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、豊富な識見を有しており、平成２９年１０月から２期８年にわたり教育委員会委員として御活躍されていることは、御承知のことと存じます。

温厚誠実、高潔な人柄であり、教育者としての確かな識見を有していることは、高く評価されているところであり、七飯町教育委員会委員として適任者です。

よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第１１１項により、討論を省略いたしたい

と思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件について、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第２号教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、これに同意することに決定いたしました。

日程第５

承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下　敏）　日程第５　承認第３号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、承認第３号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり令和７年度七飯町一般会計補正予算（第３号）を専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

このたび、専決処分により行った一般会計補正予算（第３号）は、令和７年８月１９日から８月２０日にかけて発生した大雨による道路の冠水や河川の氾濫などにより、公共施設等が被災し、応急復旧に要した費用や災害対応に要した経費について既存予算で対応したほか、一般会計補正予算（第３号）の専決処分により、速やかに復旧処理を行うための災害復旧費の追加となるものです。

それでは、補正予算となりますが、第１条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２９６万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１２６億３，５５３万４，０００円とするものです。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

７ページをお開き願います。

１１款災害復旧費、１項１目農業用施設災害復旧費の農道等災害復旧事業は、農道の復旧で３５か所、農業用施設等の復旧で１５か所、農地の保全復旧で３か所の応急復旧に要する費用として、４，３３６万円を追加。

次に、２項１目道路橋梁災害復旧費の道路等災害復旧事業は、町道をはじめとする生活環境道路等の道路復旧で２６か所及び町道等全域の路面清掃に要する費用として、２，０８０万円を追加。

２目河川災害復旧費の河川災害復旧事業は、町が管理する３河川のうち５か所、町及び北海道が管理する１河川で１１か所の応急復旧に要する費用として、３，８８０万円を追加するものです。

続きまして、５ページの歳入にお戻り願います。

１０款地方交付税、１項１目地方交付税の普通交付税は、このたびの災害復旧事業に充てるため、５，０００万円を追加。

１８款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金は、今回の大雨被害に要する災害復旧事業に多額の費用を要することから、１，５００万円を繰り入れ。

１９款１項１目繰越金の前年度繰越金は、この補正予算の歳入歳出差引き調整額に２９６万円を追加。

最後に、２０款諸収入、５項４目雑入は、北海道市町村備荒資金組合に積み立てた普通納付金の積立額を取り崩して、このたびの災害復旧事業に充てるため、北海道市町村備荒資金組合納付金災害支消金として、３，５００万円を追加するものです。

提案説明は以上です。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第３号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

日程第６

議案第３０号　七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（木下　敏）　日程第６　議案第３０号七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和７年６月５日の本会議において、民生文教常任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

平松委員長。

○１０番（平松俊一）　付託されました民生文教常任委員会で審議いたしましたので、読み上げて報告させていただきます。

委員会報告第１１号。

民生文教常任委員会報告書。

令和７年６月５日、第２回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を、下記のとおり報告する。

令和７年８月２１日、七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、平松俊一。

記。

１、事件名。

議案第３０号七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

２、審議の経過。

令和７年６月６日、２５日、７月２９日、８月２１日の４日間、委員会を開催し、子育て支援課長の出席を求めて審査を行った。

３、決定及び理由。

（１）決定。

原案可決。

（２）理由。

当委員会に付託された七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、条例という）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の施行に伴い、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設された。

乳児等通園支援事業は、０歳６か月から満３歳未満で保育所等に通所していない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用することができる制度である。

乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から示された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和７年内閣府令第１号)を踏まえ、当町においても児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、この条例を制定するものである。

条例は、２８条の章立ての構成となっており、事業の基本方針を実現するため、条例の規定は児童福祉法の理念に即した国の基準(内閣府令)のとおりとし、その概要は次のとおりである。

第１章総則では、第１条趣旨、第２条定義、第３条最低基準の目的等、第４条最低基準と乳児等通園支援事業者について定めている。

第２章乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準では、第１節通則において、第５条乳児等通園支援事業者の一般原則、第６条乳児等通園支援事業者と非常災害、第７条安全計画の策定等、第８条自動車を運行する場合の所在の確認、第９条乳児等通園支援事業者の職員の

一般的条件、第１０条乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、第１１条ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第１２条利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第１３条虐待等の防止、第１４条衛生管理等、第１５条食事の提供を行う場合に備える設備、第１６条乳児等通園支援事業所内部の規定、第１７条乳児等通園支援事業所に備える帳簿、第１８条秘密保持等、第１９条苦情への対応について定めている。

第２節第２０条においては、乳児等通園支援事業の区分について定めている。

第３節一般型乳児等通園支援事業においては、第２１条設備の基準、第２２条職員の基準、第２３条乳児等通園支援の内容、第２４条保護者との連絡について定めている。

第４節余裕活用型乳児等通園支援事業においては、第２５条設備及び職員の基準、第２６条準用について定めている。

第３章雑則では、第２７条電磁的記録、第２８条委任について定めている。

委員からは、実施要綱作成についての質疑があり、担当課長より七飯町乳児等通園支援事業実施要綱案が提出され、要綱の概要についての説明を聴取し、内容を確認した。

以上のことを留意の上、条例の内容を精査したところ、七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、内閣府令で定める基準に従い条例制定するものであり、このことを踏まえ、採決の結果、出席委員の全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

委員長、お疲れ様でした。

これより、討論、採決を行います。

議案第３０号七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３０号七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長の報告は原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決することに決定いたしました。

日程第７

議案第３８号　七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第７　議案第３８号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（中村雄司）　それでは、議案第３８号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の１ページ、資料１の七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例ですが、１の改正理由として、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）に規定する公営単価の改正に鑑み、七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成にかかる公費負担の限度額単価を改定することとするため、所要の一部改正を行うものです。

次に、２の改正内容ですが、七飯町議会議員選挙及び七飯町長選挙における選挙運動用ビラ

及び選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担額単価を改定するものです。

項目は２点ございますが、初めに、（１）選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額単価となります。

ビラ１枚当たりの単価を、変更前７円７３銭から変更後は８円３８銭に改めるものです。増額は６５銭となります。

次に（２）選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額単価となります。

ポスター１枚当たりの単価を、変更前５４１円３１銭から変更後は５８６円８８銭に改めるものです。増額は４５円５７銭となります。

なお、加算額は５万６，９２５円に変更はございません。

最後に、３の施行期日等ですが、施行期日といたしまして、この条例は交付の日から施行します。

また、交付の日以後、その期日を告示される七飯町議会議員及び七飯町長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに、その期日を告示された七飯町議会議員及び七飯町長選挙については、なお従前の例によるものといたします。

以上、一部改正条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、資料２のとおり添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第３８号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３８号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８

議案第３９号　教育委員会委員の任命について

○議長（木下　敏）　日程第８　議案第３９号職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中村雄司）　それでは、職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の４ページ、資料３の職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例ですが、一部改正理由として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るとともに、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を規定するため、次の条例について一括して所要の改正を行うものです。

初めに、職員の育児休業等に関する条例で、以下①といたします。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、以下②といたします。

次に、七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を、以下③といたします。

次に、２の改正内容ですが、２点ございます。

１点目は、（１）部分休業制度の拡充です。

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日の勤務時間

の全部、または一部について勤務しないことを言うものです。

ア、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除します。

①の条例第１９条関係となります。

イ、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始め、または終わりに限り、承認可能としていた取扱いを削除し、勤務時間の中でも取得を可能といたします。

①の条例第２０条関係、そして、③の条例第１６条関係です。

ウ、現行制度の１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しない形態に加え、１年につき勤務日の１０日間相当を超えない範囲内で勤務しない形態を設け、職員はいずれの形態を選択可能とします。

①の条例第２０条の２から４関係となります。

エ、部分休業の取得形態を変更できる特別の事情について規定いたします。

①の条例第２０条の５関係です。

次に、２点目の改正です。

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置を規定いたします。

②の条例の第１６条の３関係です。

次に、３の施行期日ですが、令和７年１０月１日から施行いたします。

最後に、経過措置ですが、施行日から令和８年３月３１日までの間において、改正後の職員の育児休業等に関する条例第２０条の４の規定の適用については、請求可能な時間の範囲を通常の半分である５日相当分、非常勤職員以外の職員は３８時間４５分、非常勤職員については１日の勤務時間に５を乗じて得た時間とする措置を設けます。

附則第２条関係となります。

以上、一部改正条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、資料４のとおり、６ページから１３ページまで添付していますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第３９号職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についての提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３９号職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９

議案第４０号　七飯町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第９　議案第４０号七飯町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　それでは、議案第４０号七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の１４ページ、資料７の七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの条例改正ですが、１の改正理由として、令和７年４月２２日付、国水水第２９号による国土交通省からの災害その他非常の場合における給水装置工事の施行についてという通知に基づき、災害その他非常の場合における宅

内配管の早期復旧及び被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、当条例の一部を改正するものです。

次に、２の改正内容ですが、第７条第１項に規定する給水装置工事について、災害その他非常の場合については、ほかの水道事業者等、または、ほかの水道事業者等が指定した給水装置工事事業者による施行を可能とするほか、所要の文言整理を行うものです。

なお、ここで言う水道事業者等とは、水道法第２条の２第１項に規定する同法の認可を受けて水道事業を経営する者等を言います。

最後に、３の施行期日ですが、この条例は交付の日から施行します。

以上、条例改正の概要となりますが、改正の新旧対照表につきましては、次の１５ページ、資料８のとおり添付していますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第４０号七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４０号七飯町水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０

議案第４１号　七飯町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第１０　議案第４１号財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長兼学校給食センター長。

○学校教育課長兼学校給食センター長（柴田憲）　それでは、議案第４１号財産の取得について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めるものです。

記といたしまして、１の取得する財産は、（１）財産の名称、児童・生徒送迎用スクールバス、（２）数量１台。

２の契約の方法は、指名競争入札。

３の契約金額は、９０１万４，４２０円。

４の契約の相手方は、函館市昭和３丁目３２番２６号、函館三菱ふそう自動車販売株式会社、代表取締役、佐々木眞氏です。

なお、議案関係資料１６ページに、資料９として今回の財産の取得に係る入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

提案説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

佐々木陵二議員。

○６番（佐々木陵二）　資料９で入札の経緯と結果を見ていたのですけれども、３社入札していますが、２社は辞退ということで、辞退理由をお聞かせ願います。

○議長（木下　敏）　学校教育課長兼学校給食センター長。

○学校教育課長兼学校給食センター長（柴田憲）　ただいまの御質問で、２社の辞退の理由ですけれども、こちらは受注の見込みが立たないということでお聞きしております。

以上です。

○議長（木下　敏）　佐々木陵二議員。

○６番（佐々木陵二）　受注の見込みが立たな

いということで、３社が指名し、１社しか残っていない状況の中で、一般競争入札であれば、広く公募した段階で競争原理が働くのですが、３社から２社が辞退ということで、辞退になったのはいつなのかということと、１社になった時点で随意契約に持っていくか、業者数を増やして競争原理を働かせるという行為をしなければならないのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（木下　敏）　学校教育課長兼学校給食センター長。

○学校教育課長兼学校給食センター長（柴田憲）　まず、辞退の申出は入札日より以前です。

１社が８月６日、もう１社が８月７日になっています。

１社しか応札していないことに関しては、こちらの入札は有効と考えております。

１社を除いて辞退した場合の取扱いとなりますけれども、１回目の入札の状態で参加者が１社しかいないことを知り得ないということで、競争性が確保されていると考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　佐々木陵二議員。

○６番（佐々木陵二）　こちらの取扱いについて、要項や要領、規則とかがあると思うのですけれども、そちらにのっとって、１社になった場合の取扱いということを回答願います。

○議長（木下　敏）　学校教育課長兼学校給食センター長。

○学校教育課長兼学校給食センター長（柴田憲）　指名競争入札において１社の場合は入札を行わないといったことを発注者側の方針として定めていれば、それはそういう扱いになりますけれども、こちらから１社になった場合は入札を中止するというふうな通知は特に行っておりません。

そういったことを明示していない限り、入札を行わなければならないというふうに法令解釈がされておりますので、そのようにさせていただいております。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　細かな規則に間違いないのかどうか、もう１回確かめていただきたいなと思います。

競争入札を提案して、１社しか参加しないということは、普通はもう一度入札をやり直すのが多い話だと思うのですけれども、それをしなくてもいい理由をきちんと成文化しているのであれば、それをお示し願いたいと思います。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

１１時４０分、再開します。

午前１１時２３分　休憩

午前１１時３８分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第４１号財産の取得についての質疑を続けます。

平松俊一議員に対する答弁より入ります。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　先ほどの御質問にお答えいたします。

こちらでは、契約事務に係る運用方針とか、そういうものを定めておりますが、今回の入札の場合につきまして、あらかじめ入札公告、こちらは通知によって案内をかけております。

この段階で、通知の中に指名業者が１社になった場合についての取扱いを書いていれば、例えば入札を延期しますとか、再度入札をいたしますというような形で書かれているのであれば、入札を延期して再度の入札を行うことができますけれども、今回の入札に関しては、その旨がないまま通知をしております。

１社になった場合でも、その指名競争入札について有効性があるのかどうかという判断で申し上げれば、これは指名業者の入札として有効となります。

こちらにつきましては、例えば地方公共団体の契約実務ハンドブックとか、いろいろな本の中に、複数の指名業者と入札を行う場合、先ほ

ど申し上げましたが、入札公告の上、入札を行い、予定価格の範囲内で入札をした者があれば、参加者が１名であっても、その者の入札は有効と返さざるを得ない。この場合、この入札に参加しなかった者は、利益権利を放棄した者であり、この時点で競争に破れた者とみなすことができるというような解釈があります。

ですので、我々が定めているマニュアルについても、１社になった場合についての取扱い規定が今のところないものですから、現時点でこの入札は有効であるという形で整理しております。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　指名競争入札で３社に通知を出し、そのうち２社が辞退をしたということになれば、こちらの条件の出し方が悪かったという解釈をして、別の指名業者をまた探して入札を行うというのが、指名競争入札の普通のやり方だと思うのですけれども、そういう解釈を町はしていないということですか。

○議長（木下　敏）　学校教育課長兼学校給食センター長。

○学校教育課長兼学校給食センター長（柴田憲）　今のお尋ねの件ですけれども、今回、発注した物はスクールバスです。

こちらでバスを製造している全てのメーカーに御案内を出しております。

その時点で、私どもが考えられる購入先は全て網羅していますので、ただ、各メーカーでも、もしかしたら受注の可能性があるということで、全部に御案内しておりますけれども、結果として１社のみが受注可能であったということで行っております。

今回、これにつきましては、入札のやり直しとか、そういったことがちょっと考えられないという判断でした。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　仮に１社しかバスを持ってこられないということであれば、競争入札にはなっていないのですから、随意契約にして、価格交渉をすることは考えないのですか。

入札が成立しないときは、例えば１社だけ残った場合、入札をしていないわけですから、随意契約をすることがあっていいと思うのですけれども、そういうことは考えていないのですか。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　前段で、町が調達、物品やそれぞれ契約関係に係るものについては、まず一般競争入札ということが原則になっております。

それに伴って、指名競争入札につきましては、競争入札によることができる場合というものも定めております。

これは金額に応じて、この金額からこの金額は指名競争入札、さらに、随意契約というのは、一般競争入札とその他の指名競争入札以外の契約の方法でありまして、こちらは金額、例えば地方公共団体であれば、この契約の金額の範囲内であれば随意契約によることができる、もしくは、特殊性があって、その業者しかいなければ、その者と契約することができるという、例外規定みたいなものを設けているのが随意契約になります。

ですので、今回は指名競争入札の範囲内で３社にこちらから公告通知を出して参加を呼びかけた中で、１社がその入札に対応できるという内容になります。

それが町で定めた予定価格の範囲の中で落札されているものですから、随意契約という考え方よりは、指名競争入札の中での予定価格の範囲内で落札したというような考え方で整理させていただいていますので、その旨、御理解頂きたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４１号財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１から１３

議案第４２号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第４３号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第４４号　北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議長（木下　敏）　日程第１１　議案第４２号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第１２　議案第４３号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第１３　議案第４４号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上３件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中村雄司）　それでは、議案第４２号、議案第４３号、議案第４４号について、一括して提案説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、令和７年３月３１日をもって江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、それぞれの組合からの脱退に伴い、一部改正するものです。

それでは、議案第４２号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

議案関係資料の１７ページ、資料１０の北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議の概要を御覧頂きたいと思います。

１の変更理由として、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の解散に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

２の変更内容として、別表（２）の一部事務組合及び公益連合の表、檜山管内の項中、江差町・上ノ国町学校給食組合を削ります。

３の施行期日として、この規約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

新旧対照表につきましては、１８ページ、資料１１として添付していますので、御参照願います。

次に、議案第４３号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

議案関係資料の１９ページ、資料１２の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議の概要を御覧願います。

１の変更理由として、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する団体の解散・脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

２の変更内容として、別表第１中、江差町・上ノ国町学校給食組合を削ります。

３の施行期日として、この規約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

新旧対照表につきましては、２０ページの資料１３として添付していますので、御参照願います。

次に、議案第４４号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

議案関係資料２１ページ、資料１４の北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の概要を御覧願います。

１の変更理由として、北海道市町村総合事務

組合を組織する団体の解散・脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

２の変更内容として、（１）別表第１檜山振興局（１１）の項中、（１１）を（１２）に改め、江差町・上ノ国町学校給食組合を削ります。

（２）別表第２の９の項中、江差町・上ノ国町学校給食組合を削ります。

３の施行期日として、この規約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものです。

新旧対照表につきましては、２２ページから２５ページまで、資料１５として添付していますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明となります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、議案第４２号、議案第４３号、議案第４４号、以上３件について一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

討論、採決については、１件ごとに行います。

初めに、議案第４２号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４２号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４３号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４３号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４４号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４４号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

では、１時まで暫時休憩いたします。

午前１１時５２分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第１４

議案第４５号　令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）

○議長（木下　敏）　日程第１４　議案第４５号令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、議案第４５号令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第４号）ですが、第１条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億１，４６７万３，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１２８億５，０２０万７，０００円とする補正予算と、第２条は、債務負担行為の補正として１事業を追加することについて第２表に、第３条は、地方債補正として２事業を追加することについて第３表に定めるものです。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

９ページをお開き願います。

今回、提案します補正予算の概要となりますが、主なものとしまして、１点目は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が改正され、市街地に出没したヒグマの緊急銃猟が自治体の判断で可能となったことから、これらの安全確保等の措置を講じる対策経費を追加すること。

次に、２点目は、令和６年度決算において生じた剰余金の一部を、地方財政法第７条の規定に基づき、財政調整基金への積立て及び町債の繰上償還の財源として充てるほか、３点目は、現在、計画的に進めております公共施設の照明設備改修工事の追加や、労務費単価の改定による除雪委託料の増加分、その他、今後の執行見込みによる事業費の追加などが補正予算の主な内容となります。

それでは、初めに、１款１項１目議会費は、第２回定例会において可決された七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正により、議員期末手当の引上げによる不足分を担うため、１４０万８，０００円を追加。

８節旅費は、防災・災害対策等に関する調査特別委員会の要望活動の旅費に３６万３，０００円を追加。

次に、２款総務費、１項１目一般管理費の人事行政費は、令和７年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直しにより、特定親族特別控除が創設され、源泉徴収を計算する人事給与システムの改修が必要なことから、委託料に３４万４，０００円を追加。

３目財政管理費の財政管理基金費は、令和６年度会計の決算において繰り越された実質収支額のうち、その２分の１以上の額を翌年度において積み立て、あとは償還基金へ繰り上げて行う地方債の償還財源に充てなければならないとする地方財政法第７条の規定により、財政調整基金積立金に４００万円を追加。

７目企画費の町づくり政策事業費は、北海道と道内市町村が共同で実施するＵＩＪターン新規就業支援事業に、本年７月に東京都から移住・転入された方が支援要件に該当することから、当該補助金に６０万円を追加。

２項１目税務総務費は、過年度還付金の支出が既に例年を上回る件数及び還付金の増加により予算が不足することから、今後の執行見込み分として１２０万円を追加。

２目賦課徴収費の賦課事務費は、令和７年度の税制改正により創設された特定親族特別控除に対応するため、総合行政情報システムのうち個人住民税システム及び確定申告システムの改修が必要なことから、委託料に３９万５，０００円を追加。

次に、３款民生費、１項１目社会福祉総務費は、介護職員初任者研修の受講希望者数が当初想定した予定人数を超える増加により、予算が不足することから、今後の執行見込み分として受講補助金に９万円を追加。

４目障害者福祉費の地域生活支援事業費は、日常生活用具給付費の支出が既に例年を上回る申請件数及び給付費の増加により、予算が不足することから、今後の執行見込み分として１６４万３，０００円を追加。

１１ページに移りまして、６目社会福祉施設費の社会福祉施設管理費は、本年４月からこれまで精神障害者通所授産施設であった施設を就労継続支援施設に変更したことにより、火災通報装置の自動音声一式を交換する必要があるため、その修繕料に２７万５，０００円を追加。

２項１目児童福祉総務費は、前年度に概算交

付を受けた子ども・子育て支援関連の国庫支出金及び道支出金の事業精算に伴い、実績報告による確定金額に対して返還金が生ずることから、これら３事業の精算返還金に２，１６７万４，０００円を追加。

次に、４款衛生費、１項２目予防費の成人保健疾病予防等対策費は、一つ目の帯状疱疹ワクチン接種委託料については、当初想定した予定接種者数を、現在、大幅に上回る状況から、今後の執行見込み分として５７４万７，０００円を追加。

二つ目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料については、６５歳以上の方及び６０歳から６４歳までの方で、一定の基礎疾患を有する方を対象に、秋冬に行う定期接種となり、国が示すワクチン接種費用の２分の１を町が助成する委託料に９７５万円を追加。

次の母子保健疾病予防等対策費は、乳幼児等の予防接種委託料について、町と委託契約を締結する医療機関での接種者が減少し、委託契約外の医療機関で接種する希望者が多いことから、契約医療機関に支払う予防接種委託料５５万３，０００円を減額し、同額を契約外医療機関に支払う予防接種立替払い分補助金に追加する組替え補正を行います。

次の成人保健対策費は、がん患者へのウィッグや補正具などの購入費を助成するアピアランスケア助成事業の希望者数が当初想定した予定人数を超える増加により、予算が不足することから、今後の執行見込み分として４０万円を追加。

次に、３目環境衛生費の有害鳥獣対策費は、市街地でのヒグマの駆除を目的とした緊急銃猟が可能となる改正鳥獣保護管理法が９月１日から施行され、緊急銃猟の実施に伴う安全確保等の措置に必要な消耗品費や、現場撮影用の備品購入費など、事業合計で２６１万１，０００円を追加。

１３ページに移りまして、６目健康センター管理費は、アップル温泉に設置している洗濯機が動作不良を生じているため、備品購入費に１９万７，０００円を追加。

次に、７款商工費、１項１目商工費のふるさと納税事業費は、令和７年度の事業開始当初に、これまで設定していた返礼品の割合を前年度から引き上げ、また、効果的な取組の強化により、８月末時点での寄附申込み総額が前年同期と比較して約２．１倍、１１４．８％増加している状況です。

このことから、現計予算額の範囲内において過不足が見込まれる経費を積算し直し、ふるさと納税用の消耗品費は、返礼品割合に合わせ、５４０万円を追加し、同額をその他諸経費から減額する組替え補正を行います。

次に、２目観光費は、大沼地区において観光閑散期となる冬期間の観光需要を創出し、観光による消費の誘発を目的とする宿泊費の割引や、地域消費の割引などを行う事業者への助成金として２１５万円を追加。

次に、８款土木費、１項１目土木総務費は、道路台帳整備委託料に２７５万円を追加。

２項１目道路橋梁維持費の除排雪対策費は、令和７年度の労務費単価の改定を受け、当初予算に計上した除雪委託料に単価改定分を反映し、増額となるため、町道等除雪委託料に１，２５６万２，０００円を追加。

２目道路橋梁新設改良費の町道等単独改良事業費は、町道本町１３号線の排水整備工事に伴う道路用地を確定するため、用地測量委託料に１２５万７，０００円を追加。

５項１目住宅管理費の公営住宅管理費は、本町上台団地及び桜Ｂ団地内に布設された給水管の経年劣化により、最近、漏水修繕が多発していることから、老朽管の更新工事を行うための設計委託料に５３０万２，０００円を追加。

次に、９款消防費、１項２目災害対策費の国民保護対策費は、１５ページに移りまして、現在、役場庁舎内に設置している全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の運用については、機器導入後、５年以上が経過し、また、消防庁から伝達される緊急情報の受信に支障を来すおそれがあるため、消防庁からの通達により、令和７年度以降、各地方公共団体において一斉に更新がなされているもので、この整備委託料に９３

３万７，０００円を追加。

次に、１０款教育費、２項１目学校管理費の校舎等営繕費（小学校）は、現在、藤城小学校グランドの擁壁の一部が傾き、その原因を特定する調査を進めておりますが、さらに今後の対応・対策が必要なため、擁壁全体の測量調査や地質調査を行う必要があることから、その詳細設計委託料に１，５４８万円を追加し、前段で行っております調査設計委託料については、入札執行残の５４万５，０００円を減額いたします。

次に、４項３目社会教育施設振興費の大中山コモン管理費は、令和７年度下期工事分のＬＥＤ化改修事業として、大中山コモンの大ホール、ホワイエを除く全館の照明設備改修工事に１，３３８万７，０００円を追加。

５項１目保健体育総務費のスポーツ振興総務費は、今後、出場が予定される全道大会及び全国大会の出場者への参加助成金として、スポーツ振興補助金に２８万円を追加。

次に、１２款公債費、１項１目元金の一般会計町債償還費（元金）は、前段で御説明申し上げましたが、令和６年度会計の決算において繰り越された実質収支額のうち、償還金を繰り上げて行う町債の償還財源に充てるため、令和７年９月末に繰上償還をする元金償還金に１億８３９万２，０００円を追加し、令和８年３月の定時償還から前倒しで繰上償還をする額６３７万６，０００円を控除した実質１億２０１万６，０００円を、地方財政法第７条の規定に基づき繰上償還いたします。

続きまして、７ページの歳入にお戻り願います。

初めに、１０款１項１目地方交付税は、このたびの補正予算の収支調整分として４，０００万円を追加。

１４款国庫支付金、２項２目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、歳出の地域生活支援事業費の日常生活用具給付費の増額補正に伴う国からの２分の１の補助金で、８２万１，０００円を追加。

１５款道支出金、２項１目総務費、道補助金の総務管理費補助金は、歳出の町づくり政策事業費に計上したＵＩＪターン新規就業支援事業補助金の増額補正に伴う北海道からの４分の３の補助金で、４５万円を追加。

２目民生費、道補助金の社会福祉費補助金は、１４款民生費国庫補助金と同様に、歳出の地域生活支援事業費の増額補正に伴う北海道からの４分の１の補助金で、４１万円を追加。

３目衛生費、道補助金の保健衛生費補助金は、春期管理捕獲事業、いわゆる春グマ対策に係る北海道からの補助金交付見込額として５４万６，０００円を追加。

次に、１８款繰入金、１項２目公共施設整備基金繰入金は、歳出の藤城小学校グランド擁壁補修詳細設計委託料の財源として、１，４９３万５，０００円を追加。

６目減債基金繰入金は、地方財政法第７条の規定に基づいて行う町債の繰上償還の財源に充てるため、３，８７４万５，０００円を繰入れ。

１９款１項１項目繰越金の前年度繰越金は、同じく地方財政法第７条の規定に基づいて行う基金への積立金及び町債の繰上償還の財源に６，７２７万１，０００円を充てるほか、国及び北海道の精算返還金などに充てるため、合わせて８，９９８万５，０００円を追加いたします。

次に、２０款諸収入、５項４目雑入は、町道等除雪委託料の増額補正に伴う横津岳連絡道路除雪経費負担金の増額分として、７５８万１，０００円を追加。

２１款町債、１項５目教育債の社会教育債は、大中山コモンの照明設備ＬＥＤ化改修事業の財源に脱炭素化推進事業債を発行するため、１，２００万円を追加。

最後に、６目消防債は、今回、更新を図る全国瞬時警報システム専用受信設備整備事業の財源に、緊急防災・減災事業債を発行するため、９２０万円を追加するものです。

続いて、債務負担行為補正、地方債補正の説明となりますので、３ページにお戻り願います。

初めに、第２表の債務負担行為補正の追加ですが、令和８年度に施工予定のＪＲ函館本線を

またぐ水無線跨線橋修繕工事について、工事の実施主体である北海道旅客鉄道株式会社と本年度中に負担協定を締結し、実施主体が行う工事着手に向けて、債務負担行為を設定する必要があることから、橋梁長寿命化修繕事業鉄道横断工事負担金として限度額１億１０３万円を設定するものです。

最後に、第３表の地方債補正の追加ですが、歳入予算補正で説明した大中山コモン照明設備改修事業で限度額を１，２００万円に、次に、全国瞬時警報システム専用受信設備整備事業で限度額を９２０万円とするものですが、記載の方法、利率、償還の方法につきましては、議案に記載のとおりです。

提案説明は以上です。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

稲垣明美議員。

○８番（稲垣明美）　１点目ですけれども、一般の１２ページで、成人保健対策費のアピアランスケアの助成事業補助が４０万円追加になっていますが、何名くらいの増加と、現在、何名くらいいるのか、教えてください。

あと、一般の１４ページの観光費の大沼地区観光閑散期宿泊誘客事業補助金ですけれども、これは単年度の事業なのかというところと、大沼にある宿泊業の人たちが対象なのか、その辺を教えてください。

○議長（木下　敏）　竹内健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　それでは、お答えをしてまいります。

アピアランスケアの状況につきましては、今年度から新たに開始した事業で、当初、利用人数を２０名ほど見込んでおります。

これにつきましては、既に実施している近隣の市町村の人口値に対する利用率を参考に、今年度２０人ということで試算をしておりましたけれども、もう既に三十数名ほど来ておりまして、あと残り枠が２人受けられるかというものですから、予定よりも大分来ている状況で、今回、補正を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長

○商工労働観光課長（岩上　剛）　観光費の大沼地区の閑散期宿泊誘客事業補助金につきましては、昨年度、民間団体、観光団体で自主的に取り組んでいただいた事業がございまして、その実績を踏まえ、町としても閑散期対策の必要性を十分捉えまして、これを双方連携しながら取り組んでいきたいという事業です。

単年度事業なのかということですけれども、今回、初めて町で支援をさせていただく内容でして、何年までという区切りの制限はない中で稼働していきますが、状況を見ながら、将来的に必要性があるのかどうか、効果がどうだったのかを検証し、進めてまいりたいという内容です。

また、宿泊施設の対象につきましては、大沼の観光地の閑散期対策ということですので、大沼地区の宿泊施設を対象とした補助金内容になっています。

以上です。

○議長（木下　敏）　稲垣明美議員。

○８番（稲垣明美）　宿泊施設は、大沼にある宿泊施設全部ですか。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長

○商工労働観光課長（岩上　剛）　この事業は、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、昨年の実績を踏まえて、参画、協力を頂いている大型宿泊施設を対象としているものでして、今後、それ以外の宿泊施設も、協議が整ってまいりましたら、幅広く助成の対象として活用していただくような取組を行っていこうと想定しています。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございますか。

神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　９ページ、企画費、１０ページの負担金、補助及び交付金について、町づくり政策事業費というところで、ＵＩＪターン新規就業支援事業のことです。

先ほど財政課長から、７月に転入されていらしたということで、Ｕターンなのか、Ｉターンなのか、Ｊターンなのか、町としてどういう方を受け入れているのか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　ＵＩＪターンの補助金ということで御質問頂きましたけれども、７月に転入された方がいまして、転入されてから１年間が補助対象という制度になっております。

今回、来られた方は、ＵＩＪターンのうちのＪターンです。

このＪターンというのは、地方出身者が故郷に近い地方都市に移住して働くことという定義になっていますけれども、今回、北海道のマッチングサイト、函館市の企業なのですけれども、そちらに登録されている企業に就業されて、七飯町へ転入して、７月からお住まいになっているということで、この国と道の補助金の該当になるということで、今回、町も４分の１、総額６０万の予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　こういう方には大きな期待を寄せて、これからもどんどん進めていきたいなと思いますが、お仕事が函館で、住まいが七飯ということですね。

差し支えなければ、どういう企業とか、そういうのを希望されて、どのようなアピールをされて、そういうところにいらしたかというようなことも教えていただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　企業名は差し控えますけれども、北海道が開設しているマッチングサイトに、企業がまず登録して、その中の企業に就業した場合、例えば函館市に移住すれば、函館市にも同じような制度がありますので、函館から補助金が出ますし、今回は七飯町にお住まいいただけるということで、七飯からの予算の支出となっております。

マッチングサイトに登録している企業のほかに、今、想定されているのは、６月に同じような額で補正させていただいているのですけれども、テレワークのものもあります。

テレワークも、このマッチングサイトの企業の補助金も同じなのですが、東京２３区に通算５年以上お住まいになっていて、こちらに来られる直近１年以上、さらにお住まいになっている方が対象になるというものです。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　まず、一般の１２ページの鳥獣対策の関係で、緊急銃猟の説明だったのですけれども、予算的にはこういうので絡んでくるということだと思うのですが、緊急銃猟の関係で、今、ハンターと、国と言いますか、道と言いますか、警察と、自治体もそうですけれども、出動できる体制は法改正して９月からということですが、ハンターの補償をどうするのかというのが、今、問題になっていると思うのですけれども、その辺のハンターの環境ついて、七飯町の対策と言いますか。

要は、緊急銃猟で撃ちました。例えば撃った先に物置がありました。小屋か何かがあった。そこに弾が当たったとなったときに、それこそ、矢先の確認不足で銃の取消しをしますとか、そちらの問題というのが取り沙汰されている状況です。

その辺について、町がどうこうできる問題ではないと思うのですけれども、町とハンターで一緒に改善するという動きがあるのかどうかということを、ちょっとお尋ねしたいなと。

それと、一般の１４ページの観光費で、今、同僚議員が質疑されたのですけれども、昨年度は民間企業が自主的に取り組んでいて、町も一緒にやりますよということだと思うのですが、先ほどの答弁の中では、大型宿泊施設を対象に予算化しているということですけれども、これはこれでもう動き出す予定でいると思うので、いいというか、あれですが、昨年からそういう

状況が分かっていて、今回、予算化するのであれば、今後、大沼にある宿泊施設全部にやっていくというよりも、本当は今回の予算を上げるときに、小さな宿泊施設にも……。

なおさら、小さい宿泊施設は閑散期が大変だと思うのですよね。

そういう意味では、何でそれを入れられなかったのかというのを、少しお聞きしたいです。

それと、除雪対策費で、労務単価の変更ということで、単純に１，２００万も上がったのかという。労務費でここまで上がるのかという。それ以外のものがあるのであれば、それも教えていただきたいなと。

あと、その下の公営住宅管理費の老朽管の布設設計ということで、これをもう少し教えていただきたいなと。

それと、一般の１６ページの全国瞬時警報システムの整備ということで、９３３万７，０００円と出ていますけれども、今、説明の中で５年以上たっていて、令和７年以降にやってくださいよということだったと思うのですけれども、その通達みたいなのが来ていたと思いますが、それであれば、どうしてこれを当初予算に上げられなかったのかなということです。

以上です。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、一般の１２、有害鳥獣対策費の部分の、今回の緊急銃猟の関係で、ハンターが発射した後に補償問題等が発生した場合の取扱いですが、今回の法律改正により緊急銃猟は市町村長が実施者ということですので、実施者たる市町村長が損失を補填する規定が設けられており、ハンターが発射して物置とか何かに損害を与えた場合は、七飯町が補償するという流れです。

また、今回の補正の中で、発射する方とかに対してカメラをつけてもらって、発射する場面とか、そういうものも、今後、ハンターの行動を守る物として備品購入させていただきたいと考えていますので、御理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　観光費の宿泊助成の関係ですけれども、先ほど同僚議員の質問にもお答えしたとおり、民間団体、観光団体で令和６年度の実績を踏まえて継続してやっていきたいという中での話で、まずは昨年から実績を持ち合わせる大型２施設の予算の確保をした上で、今年度、閑散期分を継続してやっていただいて、その予算が継続していくのであれば、また規模を拡大して、そういう施設にも該当できるような、幅広く取扱いできるような体制も、要望というか、お互い連携してやっていければなという思いもございます。

あと、この大型２施設につきましては、ふるさと納税の現地決済型の取扱いをしていただいている宿泊施設でもございますので、例えば予約サイトの整備基盤ですとか、そういうものを現時点で確立されている状況なものですから、ふるさと納税の促進にも寄与していただける対象の２施設ということで、その辺も強化の対象としてこの事業の中に組み込み、相乗効果を上げていきたいという内容です。

以上です。

○議長（木下　敏）　土木課長。

○土木課長（赤石　旭）　除排雪対策費の委託料の増額の件についてですが、労務単価上昇分のほかに、路線の特性対応で使用機材の一部実態と見積りの内容を合わせた関係で増額しているところもございます。

重機の大きさだとか、そういう点で実態と合わせた設計内容の見直しをしているところです。

以上です。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長（川島篤実）　私からは、一般の１４の公営住宅対策費の委託料になります。

これについては、現在、進めている長寿命化の部分で、本町上台団地、桜Ｂ団地を継続的にやっておりますが、昨年度から給水管について老朽しているということで、漏水の激しい部分

が出てきておりますので、それについて、単費でありますけれども、まず設計をして、来年、国の社会資本整備事業を引っ張ってくるために設計をやって、来年の当初で事業化していきたいと考えております。

事業化については、１年でやっていきたい、令和８年度において実施していきたい考えであります。

以上であります。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　全国瞬時警報システムの件です。

こちらは令和７年１月に通知がございましたが、このシステムとは別のシステムとして、北海道総合行政情報ネットワークシステムと一部システムを共有している部分があり、そちらの今年度の説明を聞きながら、対応をしていたものでしたから、この時期に補正させていただきたいということです。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規。

○９番（中川友規）　観光費の関係だけ。

先ほど、大型宿泊施設がふるさと納税の関係だとかに取り組んでいただいて、いろいろ対応できるということだったのですけれども、その考えはその考えで理解できるのですが、大沼地区の観光閑散期の宿泊誘致事業ということでの予算の題名ですから、こういう名前でやるのであれば、大沼地区の宿泊施設、大小関係なく、町として平等に支援するというふうにやっていかないと、ちょっとおかしい部分も出てくると思います。

今後、そういうふうにちゃんとやっていかないとまずいと思うので、その辺の見解だけ。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　観光助成の閑散期の対策の件ですけれども、先ほどの答弁の中で、今年度はそういう施設を対象としたということですけれども、今後、この事業を継続していくことによって、幅広く大沼地区の観光事業者に対して参画していただくという、まずはそういう協議から始まってくると思いますので、そのような連携ができればなと思っています。

○議長（木下　敏）　暫時休憩して、答弁を調整してください。

暫時休憩します。

午後１時３６分　休憩

午後１時４２分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

中川友規議員の質問に対する答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　観光地宿泊助成の件につきましては、先ほど同僚議員から質問がありましたとおり、大沼の大型２施設を対象としているということで、これは令和６年度から実施している民間観光団体が事業主体として行っている取組です。

これにつきましては、民間団体の構成の枠組みで会員となっている２施設ということでして、その会員でない部分の宿泊施設については、今年度、この事業の該当にならないという内容です。

また、この対象宿泊割引を適用したお客様につきましては、併せて地域の消費喚起を誘発するようなクーポン券も交付し、地元で消費していただくというものをセットで考えている補助金でして、それらを合わせて大沼の閑散期で相乗効果を上げていくという取組として支援させていただく内容です。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず、１２ページです。

この中で、委託料、成人保健疾病の関係ですけれども、帯状疱疹と新型コロナウイルスワクチン接種ですが、それぞれ何人接種済みで、何人を見込んでいるのか、それをお知らせ願いた

いと思います。

それから、有害鳥獣対策ですけれども、７番の報酬費が３万となっています。

この部分で十分対応できるのか、なくなったらまた補正しますという考えなのか、そこら辺をはっきり教えていただきたいと思います。

それから、１４ページのふるさと納税事業。

先ほどの説明では、ふるさと納税の消耗品に充てるということで、そのほかの役務費、委託料、賃借料については、組替え補正をするということでしたけれども、この部分は本当に減額して影響がないのかどうか。

ただ消耗品だけを増やして対応しますよという話には、通常はならないのではないのかなと思うのですが、そこら辺の影響がないのかどうか、教えていただきたいと思います。

それから、１６ページのスポーツ振興総務費で２８万の補正ですけれども、この内訳を教えていただきたいと思います。

全国・全道、どういう形なのか、あるいは、金額で何人なのかという、そこら辺を教えていただきたいと思います。

それから、１６ページの一般会計の町債の償還費ですけれども、繰上償還が１億円ですが、確かに繰上償還するということは、将来負担を下げる意図があろうかと思いますけれども、１点目に繰上償還した内訳、何件なのかとか、幾らなのかとか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　それでは、お答えをしてまいります。

まず、帯状疱疹ワクチンの接種状況につきましては、４月から開始しまして、７月末までの実績となりますけれども、件数は全部で３０７件となっています。

これは件数ですので、人数とはちょっと違います。

２回接種するタイプの帯状疱疹ワクチンもございまして、数名ほど２回接種の２回目を接種している方もいらっしゃいますが、この３０７名のうち３００名ほどが１回目の接種という状況です。

この先、２回接種の方は２回目も打たれるということで、７月末現在までの接種人数に対する見込みとしましては、既に８４０万円ほど行く予定です。

これ以降、８月に受けている方もいらっしゃいますので、その部分と、今後、３月までの見込みも含めまして、今回、残り足りない分として５７０万円ほど補正をさせていただいております。

あと、新型コロナウイルスにつきましては、まだ接種が始まっておりません。

１０月からの予定となっていますので、接種人数についてはゼロです。

こちらの予算は当初予算に計上しておりませんので、今回、計上していなかった部分の接種費用として計上している状況です。

以上です。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、一般１２の有害鳥獣対策費の報償費３万円についての積算です。

こちらは春グマを実施する分ということで、春グマというのは３月くらいの雪解けシーズンに、山でクマの寝床を探して駆除するものです。

そのときに、有害鳥獣被害対策実施隊の隊員のスノーボービルを借り上げていくという形です。

春グマについては、横津岳の東大沼川と大中山川を２日に分けて行いますので、１日３台、２日で６台、１台当たり５，０００円ということで、３万円の報償費をこのたび補正計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　ふるさと納税の関係です。

今回の補正につきましては、先ほど冒頭説明の中で財政課長からもありましたとおり、当初予算では、返礼品割合、消耗品の金額については２３％で計算して積算した内容でたけれど

も、７月に入りまして、その割合を若干高め、魅力のある、お得感のあるふるさと納税にしていきたいという期待もございまして、その分を２８．４％まで引き上げた状態です。

これによりまして、必然的に消耗品の金額が５４０万円不足するということで、現在、持ち合わせている委託料から調整をかけまして、増額にはなりませんけれども、その中で調整させていただきました。

この委託料につきましては、今、上半期をちょうど過ぎた段階でして、何とかこの委託料で１２月まで持たせることができるという計算の中で、これから過渡期になってきますので、それからまた１２月までの状況を見ながら、１２月の段階で具体的なそれぞれの項目の予算を再度見直して補正計上させていただくような内容で考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（髙橋雅貴）　１６ページのスポーツ振興総務費、スポーツ振興補助金についてですが、今年度、子どもたちのスポーツの活躍により、全国１件、全道３０件のスポーツ振興の補助金の申請がありまして、９月１日の申請をもちまして、当初予算を全て消化したことから、今回、補正予算させていただくものです。

内訳としましては、全国２人分で４万円、全道２４人分で２４万円、合わせて２８万円を予算計上しております。

以上です。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　今回、繰上償還いたします事業債について、まずは平成３８年度発行の一般債です。

借り入れた対象相手につきましては、共済資金として北海道市町村備荒資金組合となります。

今回の繰上償還の対象は１本ですので、平成１５年発行の７年目で、７年目の償還として１億８３９万２，０００円。

実質は１億２０１万６，０００円になりますけれども、これの効果につきましては、今後、償還すべき利息、後年度にわたって支払うべき利息が、まず２６万円ほど軽減され、払わなくてもいい利息になります。

さらに、令和８年度の当初予算を編成するたびに、来年度も見込まれている額があるのですけれども、これからこの繰上償還したことにより、１，２７５万２，０００円の一般財源が浮かせられるというか、前倒しで繰上償還するものですから、浮かせることができると。

この繰上償還が残済８年分残っておりますので、８年間、当初払うべき、予算計上すべき金額から１，２７５万２，０００円ずつが軽減されるという形での繰上償還になります。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎君。

○７番（田村敏郎）　まず、帯状疱疹の関係ですけれども、要するに、今後、何人見込んでいるのか。１回、２回のあれは別として、大体の件数としては何人見込んでこの額を計上しているのか。

同様に、１０月からの新規ですけれども、何人を見込んでコロナの関係を９７５万でやっているのかということを、教えていただきたいと思います。

それから、有害鳥獣の春グマの関係で、今回、６台で３万円という話ですけれども、昨日もクマの関係がいろいろ出ていました。

昨日は非常に手際よく、速やかな対応で、私は素晴らしいなと思ったのですけれども、そういうふうにハンターの方だとか、いろいろ考えた場合、春グマの対応も分かるのですが、もう少しいろいろな意味で、ハンターの方だとかにいろいろこう出ていますけれども、これで本当に足りるのだろうか。

そして、昨日だけで済めばいいのですけれども、これからまだ秋に向かって出てくるのではないかと思います。

そういう意味で、これでは足りないのではないかと率直に思っているのですけれども、ここら辺の考え方をちょっと教えていただきたいと

思います。

それから、ふるさと納税です。

これは先ほども言いましたけれども、組替え補正ということで、本当にそれでよろしいかということなのですよね。

１２月まで持てば、１２月以降は減っていくからというような、私はそういう受け取り方をしたのですけれども、全国的に取り合いなのですから、ふるさと納税の消耗品に力を入れているということであれば、当然、そういう需要も増えるということであれば、それなりのポータルサイトだとか、委託料だとか、宅配だとか、こういうものも速やかに対応できるような財源の確保が必要ではないかと思います。

そういう意味で、組替え補正というのがいかがなものかという、そこら辺の考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、繰上償還の関係で、１件、７年ものだということで、２６万の利子ですかね。

ただ、先ほども言いましたように、繰上償還して将来負担が軽くなるのは素晴らしいことですけれども、逆に今回の大雨の中で、いろいろな災害に対応するというとき、少しでも貯金をためておかなければどうするのだろうと、一方ではその心配がありますよね。

いわゆる公債費というのは、大体、年額が決まっていますよね。１２４万円とか１３０万円とか、返済額が決まっています。

繰上償還というのは、返済額が決まって、プラスアルファですよね。

ですから、本来、基金に行くべきものを繰上償還に振り分けているという考え方もできます。

それから、今回、公共施設整備基金繰入金１，４９３万円を丸々基金から出しているのですけれども、藤城のグランドの壁の問題ですよね。

ですから、いつどういう形でこういう基金が必要になるか分からないですよね。

だから、そういうことを考えれば、返済額はある程度決まっていて、それを確実に返しながら、着実に基金を保有していく。

よほどゆとりがある場合は、繰上償還も可能かもしれませんが、突発的な対応に向けたものは、基金に頼らざるを得ないのですよね。

そういうことから考えると、繰上償還の意図と基金の取り崩しというバランスの意図がちょっと……。

今の大雨だとか、あるいは、藤城のグランドの問題だとか考えたら、もう少し繰上償還は慎重になるべきではないかと思うのですけれども、そこら辺の見解を教えていただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　それでは、接種の見込みというお話です。

まず、帯状疱疹につきまして、当初の積算時、予算計上時には、今回の帯状疱疹の対象者が約２，０００人というところで試算をしております。

そのうち、課税世帯が１，４００人、生活保護、もしくは、低所得の部分で非課税世帯の方が６００人というような内訳で見込んでおります。

このうち、２回接種のワクチンと１回接種のワクチンではちょっと金額が違うものですから、それぞれなのですけれども、接種率としましては、課税世帯の２回接種、１回接種、あと、非課税世帯の１回接種、２回接種のワクチン、全部１０％で見込んでおりました。

ただ、今回、非課税世帯の部分につきましては、接種費用の全額を町で持つというところでしたので、実際に始まってみますと、非課税世帯の方につきましては、１回のワクチン接種よりも２回のほうがお得だということもあって、２回接種の接種率がかなり伸びております。

課税世帯については、逆に１回の接種が当初の見込みより伸びております。

実際に、どのくらいの人数で見込んでいるのかというところで、まず課税世帯の２回接種につきましては、対象者に対しての接種率１０％でそのままなのですけれども、１回接種につきましては、対象者に対して当初の１０％よりもさらに上乗せして２０％を見込んでいます。

また、非課税世帯では、先ほど申しましたとおり、２回接種の希望が増えておりますので、今回、当初の１０％ではなく４０％として新たに見込んでいます。

非課税世帯の１回については、当初と同様ということで、今回の見直しの部分は、課税世帯の１回接種と非課税世帯の２回接種を、それぞれ１０％を２０％、１０％を４０％ということで見直しをかけております。

新型コロナのワクチンについては、対象者が１，５００人、これに対する接種率を１５％と見込んでいます。

以上です。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、有害鳥獣対策費対策の実施隊員の活動に対する考えです。

実施隊の皆さんには、クマの出没件数が増える中で、苦労をかけているところです。

また、このたびの補正で、鳥獣被害対策実施隊員の報酬として３７万５，０００円、２，５００件の時間に対して１５０時間、今回、増やしています。

こちらは７月末ベースで算出して、補正していますが、皆様も御存知のとおり、８月、９月とクマの出没回数が増えていますので、この時間を上回る可能性はございます。

また、実施隊の皆さんについても、見回りだの、昨日のような出来事もあって、駆除とか、いろいろございますので、報酬等の予算が少なくなった場合は補正対応したいと考えていますが、まずはこの１５０時間で対応できるかなと考えていますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　ふるさと納税の関係です。

議員のお話の中にあった、ふるさと納税の消耗品の割合が高くなったのであれば、それに関連する各経費についても実態に合わせて上げて、補正するべきではないのかという御意見は、私たちも重々理解しております。

ただ、今回の補正につきましては、ふるさと納税が発生して、一番に何が経費としてかかってくるのかという部分で、先ほど説明したとおり、消耗品が返礼品割合を高めたということで、これが必然的に上昇するものですから、その経費の見直しをかけさせていただきました。

それ以外の各項目の経費につきましては、１２月末までの、ふるさと納税が佳境に入ってくる部分での経費として、この中の金額で十分やりくりできるだろうということで、今回、増額ではなく、組替えによる調整でやりくりできるものと判断し、この補正予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　繰上償還ばかりではなく、基金の積立ても必要ではないかという趣旨の御質問かと思います。

当然、基金の積立ても我々は考慮しながら行っております。

今回、令和３年度の財政収支の見通しを示した後に、令和３年度から比べて、基金は１３億円から２４億円まで増加しているのと、町債の現在高についても１４０億円から１１７億円まで減少しております。

地方財政法第７条には、積立金のほかという形で、償還金を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないということが明記されております。

このうちの積立てにおいては、毎年度、必ず行っております。

償還についても定時償還を通して毎年度行っておりますが、これに当年度に生じた留保資金を集めながらと言ったら変ですけれども、今までは繰上償還を計画的に行っているところです。

令和３年度から通算して、今までに５億４００万円程度の繰上償還をして、これまでに受けた利子の軽減額は２４０万円にまで達しており

ます。

また、さらに繰上償還の効果によって、これは早めて返済するものですから、将来負担比率が令和３年度の６５．４％から現在は２．２％まで減少しております。

かといって、その間、基金の積立てを全く行ってこなかったかと言いますと、そうではなくて、令和３年度も積立てはしておりますけれども、令和４年度は２億８，８００万円、令和５年度は３億８００万円、令和６年度は３億５，８００万円と、確実に増やしております。

また、その間、いろいろな財政事情によりまして、取り崩しも発生しておりますが、趣旨は同じだと思うのですけれども、考え方によっては繰上償還も必要だということで、繰上償還することも財政基盤を強化する意味では大変有効な策として、令和３年度から計画的に行っており、このことについて御理解頂きたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎君。

○７番（田村敏郎）　３年、４年と繰上償還をやってきて、それなりに基金もためていると。

将来負担率が２.何％だとか、そういうのは分かるのですけれども、使えるお金というか、借金が減れば体力がだんだんつきますが、実際、いざ体力がついて何かやりたいと言ったときに貯金がないのは、まずいのではないかと思います。

なぜそうなのかと言うと、ぶり返しますけれども、体育館だとか図書館だとか、そういう大型のもの、今まで議論してきたわけですよね。

そういうことを考えると、確かにウェイトを落とすのも大事ですけれども、それなりの力をつけて、町民の願いを１日でも早く実現させるという、そういうものがなかなか見えてこないのですよ。

言わんとしていることは分かりますよ。

ただ、町民サイドからすれば、少しでも多くの基金をためて、早く実現してもらいたいという気持ちが強いと思います。

そういう意味からすると、バランスを取るのが一番ですけれども、もう少し貯金に偏ったやり方、もう少しだから頑張りましょうといったものがなければ……。

将来負担率が２.何％ですよと。

将来、子どもたちに借金を負わせないというのは分かりますけれども、大型事業を抑えて繰延べしてきたものがあるのですから、そういうものを実現するためにどうするのか。こういうものを念頭に置きながら、考えていただきたい。

そこら辺を考えた中で、もう一度お答え頂きたいと思います。

先ほど言い忘れましたが、スポーツ振興の補助金で、全道２４人、全国２件。せんべつとして全道は１万円、全国は２万円ですよ。

それが底つきましたから、２８万円補正しますと。

皆さんも御存知のとおり、運賃だとか宿泊料だとかが高騰する中で、自腹で行きなさいと。

全額を持てとは言いませんよ。

そう思いませんか。

七飯町の次代を担う子どもたちが一生懸命頑張って、全国、全道に果敢に挑戦する。

そういうときに、頑張ってくださいと、１万円ですか。津軽海峡を渡りますから２万円ですか。

これでは、あまりにも町民に対してどうなのでしょうか。

そこら辺を私は反対したのですよ。だけれども、こういう形に改正された。

これについて、妥当だと思いますか。その見解をお願いします。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　再質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、基金の重要性は大変承知しております。

前回の地方財政セミナーでも、そのような形での何かをやるためには基金が必要だということで、基金への蓄えについては、我々も重々承知しております。

今回の９月定例における繰上償還については、令和３年度から行っているもので、地方財政法に基づいて行う、原資は繰越金です。

繰越金で実質収支額の２分の１を下らない金額を、どのように処分するかということをやっております。

ですので、令和３年度の繰越金については、財政調整基金に、このときは１億９，０００万円程度ありましたけれども、全額振って、まず基金の回復を目指し、その後に令和５年から財政調整基金と償還財源の繰上償還、もしくは、令和６年度は財政調整基金と公共施設整備基金に、それぞれ６，０００万円と４，０００万円程度とか。

今回は、実質収支の額が極めて例年よりは少なかったということで、処分できる金額が６，６００万円だったものですから、繰上償還、１本で大体１億円程度をこれまでやっておりますから、それに合わせただけの金額で、今回、またバランスを取りながら、財政調整基金には、僅かな金額になりましたけれども、去年の町長の専決処分の規定の中において、３月３１日現在に専決処分できる事項の中に、各種交付金が３月定例会を過ぎた後には、補正したくても補正できない金額があったものを、これは全額積立金なり、繰入金の減額にできるような改正をしております。

将来的に基金の増加を目指した中での改正を令和５年度に行って、令和６年度末に行っておりますから、基金の増加に対しての対応を、我々はこれまでもしてきたと思っております。

９月定例会においては、剰余金の一部についての繰上償還ですので、今後、１２月、３月において、整理予算と言われるもので、減額補正が見込めるものについては、基金繰入金の減額、もしくは、その中から剰余が発生する場合については、また終わりました積立なども考えながら、１年間を通して財政運営を考えていきたいと思っておりますので、その旨、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（髙橋雅貴）　スポーツ振興補助金について、お答えさせていただきたいと思います。

制度が変わって３年目でして、全道大会の団体競技などにつきましては、大型バスや宿泊施設に大人数で泊まるなど、補助金で十分間に合っている部分もありますし、個人競技につきましても、現在のところ、十分に補助金で間に合っている部分もございますが、北北海道だとか遠方に行きますと、前泊だとか後泊だとかで、宿泊費が足りない部分もあります。

その辺は調査研究をさせていただいて、今後、見直しも含め、検討させていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　一般の１６ページに大中山コモンの照明設備改修工事というのがあります。

先ほどちょっとぼやっとしていて、聞いていないのですけれども、ＬＥＤ化する工事なのでしょうか。

それで、大中山コモンには非常用の発電機がありますよね。

前に盗まれたか何かして、１回修繕している発電機があるのですけれども、この発電機で大中山コモンの全館の電気が間に合うような状態になっているのですか。

それで、今、ＬＥＤ化をして余分に電気を使えるような状態になっているかどうか、ここを教えていただきたいです。

非常用の発電機を稼働させたときに、全部の照明器具が間に合うようになっているのかどうか、この確認です。

○議長（木下　敏）　暫時休憩します。

２時４０分、再開します。

午後２時１９分　休憩

午後２時３８分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開

いたします。

議案第４５号令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）について、平松議員の質問に対する答弁より入ります。

生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　貴重なお時間を費やしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

確認したところ、非常電源につきましては、非常用の照明、非常口誘導灯、消火栓等、非常時に使う電源にのみ通電するような回路の設計になっておりまして、通常の照明やコンセントについては、現状、通電されないような状態となっております。

通常の電源では回路として届きませんので、ＬＥＤ化で消費電力が下がったとしても、非常灯から通電はできず、賄うというような設計にはなっていません。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　現状は分かりました。

大中山コモンも避難所に指定されていますよね。

それで、ブラックアウトしたときなどは、発電機で、今、言われた本当に最低限の電気だけがつくようになっています。

今回、ＬＥＤ化するのであれば、発電機で使う電気に容量が出てくると思ったので、例えば、体育館部分に１灯でも２灯でも配線する、発電機をそのまま生かして、避難所として間違いなく使えるような仕組みにできないかと思って聞いています。

結局、大中山コモンを避難所として使おうと思ったら、今の発電機だけでは用が足りないのですよ。

また別に発電機を持ってきてやらないと、避難所として使えないはずです。違いますか。

例えば大川コミュニティセンターには、発電機を持ってきたらつなげるように、役場で工事をしてくださっているのですよ。

ケーブルをつなぐと、発電機で全館に電気がつくという工事が進んでいます。

何か所かあるのですけれども、コモンはそうなっていません。

だから、今回、余裕ができるのであれば、一つ二つでもつけるようにしておいたらいいのではないかなということで聞いてみました。

そういうところまでは予算を組んでいないということですよね。

○議長（木下　敏）　生涯教育課長、平松議員は１問目のときに、工事の詳細ということを言っていますので、事業内容もきちんと答弁してください。

生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　それでは、今回の工事内容について、簡単に御説明を申し上げます。

大中山コモンにおきましては、令和５年度に大ホールやエントランスなど、水銀灯部分についてのＬＥＤ化の工事は完了しております。

今回、工事をするのは、それ以外の農事大会議室や事務室、図書室、研修室など、主に蛍光管を使っている部分の照明３０４か所を全てＬＥＤに改修するという工事です。

単純にカタログの数値のみでの比較になりますが、変更前の３０４か所の消費電力を全て足すと２万４５４ワット、変更後のＬＥＤの機器、これはあくまで我々が設計として同等品で謳っているカタログ上の数値の消費電力を足すと５３４４．６ワットとなり、消費電力を抑えられることは確実だと思います。

今回の工事については、この照明器具を取り替えるという内容のみが予算として計上されているものです。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

江口勝幸議員。

○３番（江口勝幸）　一般の１６で、スポーツ振興総務費の振興補助金に関して、内訳が１人１万で十分足りているという御答弁があったのですけれども、渡航費とか宿泊代もかかるので、全く足りないのではないかなと思うのですけれども。

○議長（木下　敏）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（髙橋雅貴）　それでは、質問にお答えいたします。

競技によってだとか、行く場所によって、それぞれ足りない部分もございますので、今後、そこは検証させていただきたいなと思いますが、私どもが出しているのは、どちらかと言うと小学生の大会でして、親子でツインの部屋に泊まるとか、なるべく交通費がかからないように一般道を使う場合もありまして、先ほど申したとおり、北北海道とか遠方に行くところにつきましては１泊増えますので、どうしても金額が超えてしまう部分もあります。

それをトータルして、ちょっと検証させていただきたいなと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４５号令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５

議案第４６号　令和７年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（木下　敏）　日程第１５　議案第４６号令和７年度令和７年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也）　それでは、議案第４６号令和７年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ４０４万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３１億７，２２４万５，０００円とするものです。

今回の補正の内容は、児童手当の拡充など、子ども・子育て施策の強化に伴い、その財源として医療保険の保険料と合わせて拠出する子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修と、前年度繰越金の増額による基金積立金の増額を計上するものです。

それでは、国保７ページの歳出から御説明申し上げます。

１款総務費、１項１目一般管理費は、子ども・子育て支援金制度に対応するため、総合行政システム改修にかかる委託料１５４万５，０００円の追加。

９款基金積立金、１項１目基金積立金は、前年度繰越金から国民健康保険財政調整基金へ積み立てるものとして、国民健康保険財政調整基金積立金２５０万円の追加です。

次に、国保５ページの歳入に戻っていただきまして、２款国庫支出金、１項６目子ども・子育て支援事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金といたしまして、１５４万５，０００円の追加。

６款繰越金、１項１目繰越金、前年度繰越金といたしまして、２５０万円の追加です。

提案説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４６号令和７年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を、原案のとおり

可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６

議案第４７号　令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（木下　敏）　日程第１６　議案第４７号令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也）　それでは、議案第４７号令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ４４９万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億３，８７９万円とするものです。

今回の補正の内容は、児童手当の拡充など、子ども・子育て施策の強化に伴い、その財源として医療保険の保険料と合わせて拠出する子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修と、前年度会計の出納整理期間中に収入となった保険料を、令和７年度の保険料負担金として北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するため、補正するものです。

それでは、後医７ページの歳出から御説明申し上げます。

１款総務費、１項１目一般管理費は、子ども・子育て支援金制度に対応するため、総合行政システム等の改修にかかる委託料２６４万５，０００円の追加。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金１８４万５，０００円の追加です。

次に、後医５ページの歳入に戻っていただきまして、３款繰越金、１項１目繰越金は、前年度繰越金１８４万５，０００円を追加。

５款国庫支出金、１項１目子ども・子育て支援事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金として２６４万５，０００円の追加です。

提案説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４７号令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第４８号　令和７年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（木下　敏）　日程第１７　議案第４８号令和７年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それでは、議案第４８号令和７年度令和７年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第２号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３５２万８，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ３０億６，３６４万９，０００円とするものです。

今回、提案します補正予算の内容といたしましては、歳入では前年度繰越金の増額、歳出では介護保険において、要支援・要介護認定を受けられた６５歳以上の１人暮らしの方などに貸

出しをしております見守り機器が、４Ｇ回線に対応した新たな機器への更新する必要があるため、備品購入費を追加するほか、介護保険財政調整基金への積立金、並びに令和６年度介護給付費負担金等、精算に伴う国への社会保険支払基金及び北海道への返還金の増額を計上するものです。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

介保７ページをお開き願います。

最初に、３款地域支援事業費、１項３目包括的支援及び任意事業費の備品購入費は、見守り支援機器購入費として８８万７，０００円を追加。

次に、５款基金積立金、１項１目基金積立金の積立金は、介護保険財政調整基金積立金として３，７９０万円を追加。

次に、７款諸支出金、１項２目償還金の償還金介護保険事業は、国庫支出金等返還金として６，４７４万１，０００円を追加するものです。

続きまして、介保５ページの歳入にお戻り願います。

８款１項１目繰越金は、前年度繰越金として１億３５２万８，０００円を追加するものです。

提案説明は以上です。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　介保の８ページですけれども、償還金、利子及び割引料６，４７４万１，０００円が、ちょっと多過ぎるのではないかと。これの原因は何でしょうか。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　ただいまの御質問にお答えいたします。

返還金については、介護保険事業計画第９期ということで、令和６年度から３か年において計画を作成しており、それに基づいて介護給付費等の見込みを出して、北海道や国などに申請を行った形になりますが、この後の決算特別委員会でもお話いたしますけれども、想定よりも介護給付費が伸びなかったというか、計画よりも介護給付費の額が少なくなったということで、特に施設入所の関係の介護給付費が当初の計画よりも下回ったことが原因というふうに捉えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　同じページで、見守り支援機器は、何かあったときに押す、あれと同じですか。それとも別な物を何か買われるのか。ちょっとこの説明だけお願いします。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それでは、御質問にお答えいたします。

見守り支援機器も２種類ございまして、ただいま議員がおっしゃられたボタンを押すタイプと、今回の補正予算で計上させてもらう見守りセンサーがついたタイプになります。

そのセンサーによって人の動きを探知して、動きがなかったときに、あらかじめ登録している方にメールで異変をお知らせするタイプの機器になります。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４８号令和７年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１８

諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（木下　敏）　日程第１８　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原　太）　それでは、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

次の者とは、氏名、大村まゆみ氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりです。

提案理由となりますが、人権擁護委員であります大村まゆみ氏が、令和７年１２月３１日で任期満了となることから、引き続き大村氏を推薦したく、提案するものでございます。

大村氏は、平成１３年７月１日に人権擁護委員に就任されて以来、８期２４年勤められ、人格高潔で、知識の豊富さ、公平性、公正性、そして、恩和さと信頼性を兼ね備えており、人権擁護委員には適確な方であります。

よって、同氏を適任と考え、推薦いたしたいと存じますので、御意見賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第１１１項により、討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について、これを可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、可とすることに決定いたしました。

日程第１９

諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第１９、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原　太）　それでは、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

次の者とは、氏名、菊地浩氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりです。

提案理由となりますが、人権擁護委員であります菊地浩氏が、令和７年１２月３１日で任期満了となることから、引き続き菊地氏を推薦したく、提案するものです。

菊地氏は、平成２９年１月１日に人権擁護委員に就任されて以来、３期９年勤められ、人格高潔で、知識の豊富さ、公平性、公正性、そして、恩和さと信頼性を兼ね備えており、人権擁護委員には適確な方であります。

よって、同氏を適任と考え、推薦いたしたいと存じますので、御意見賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第１１１項により、討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について、これを可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、可とすることに決定いたしました。

日程第２０から２２

報告第８号　令和６年度七飯町健全化判断比率について、報告第９号　令和６年度七飯町水道事業資金不足比率について、報告第１０号　令和６年度七飯町下水道事業資金不足比率について

○議長（木下　敏）　日程第２０　報告第８号令和６年度七飯町健全化判断比率について、日程第２１　報告第９号令和６年度七飯町水道事業資金不足比率について、日程第２２　報告第１０号令和６年度七飯町下水道事業資金不足比率について、以上３件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、令和６年度七飯町健全化判断比率について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和６年度の七飯町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて御報告いたします。

初めに、左側の列の実質赤字比率ですが、実質赤字比率は、一般会計を対象に実質収支額が赤字の場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを見るもので、令和６年度の一般会計決算は赤字決算とはなっていないため、数値には表れず、この指標については前年度同様にクリアしています。

次に、２列目の連結実質赤字比率ですが、連結実質赤字比率は、一般会計のほか、七飯町の全会計を対象に、実質収支額に赤字が発生した場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを見るもので、令和６年度の各会計決算は赤字決算とはなっていないため、この数値も表示されず、前年度同様にクリアしています。

次に、３列目の実質公債費比率ですが、実質公債費比率は、その年度の歳出の中で過去に行った借金の返済に回っている部分、実質的な公債費がどの程度の大きさであるかを見るための比率で、令和６年度は７％となり、前年度の７．６％と比較して０．６ポイント低下し、比率で言えば前年度より改善しているものです。

次に、４列目の将来負担比率ですが、将来負担比率は、町全体の負債となる額を標準財政規模と比べて、その負債額が町にとってどれだけ重みのある負債額なのかを見るための比率で、令和６年度は２．２％となり、前年度の７．１％と比較して４．９ポイント低下し、比率で言えば前年度より改善しているものです。

実質公債費比率、将来負担比率が改善した主な要因ですが、これらの比率を求めるものに共通する過去３か年の元利償還金の支払額や、地方債現在高の総額など、町の公債費、借金の支出に関する事項が減少していることに加え、過去３か年では普通交付税の額が増加傾向にあること、また、令和６年度は基金の総額も増加したことから、町の財政基盤が一層強化され、実質的な公債費や将来的な債務の負担額に対して、これらの比率が改善されたものとなります。

最後に、別冊でお配りした監査委員の審査意見書にも記載されておりますが、早期健全化基準、財政再生基準を御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第

２条第５号の規定により、財政の早期健全化を図る基準としまして、実質赤字比率は１３．８１％、連結実質赤字比率は１８．８１％、実質公債費比率は２５％、将来負担比率は３５０％と算定されており、次に、健全化法第２条第６号の規定により、財政再生を図る基準として、実質赤字比率は２０％、連結実質赤字比率は３０％、実質公債費比率は３５％となっているところですが、当町の令和６年度一般会計等健全化判断比率は、全てこの比率の範囲内であることを御報告いたします。

以上で、令和６年度七飯町健全化判断比率についての御報告となります。

○議長（木下　敏）　上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　それでは、報告第９号令和６年度七飯町水道事業資金不足比率について及び報告第１０号令和６年度七飯町下水道事業資金不足比率についてを、一括して御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和６年度の七飯町水道事業資金不足比率及び七飯町下水道事業資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて御報告いたします。

令和６年度の水道事業会計決算及び下水道事業会計決算においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されていないことを御報告いたします。

報告第９号及び第１０号については以上です。

○議長（木下　敏）　これより、報告第８号から報告第１０号までの以上３件について、一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、報告第８号から報告第１０号までの３件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定に基づき、一括して報告済みといたします。

日程第２３から２８

認定第１号　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第２号　令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第３号　令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第４号　令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第５号令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について、認定第６号　令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について

○議長（木下　敏）　日程第２３　認定第１号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第２４　認定第２号令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第２５　認定第３号令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第２６　認定第４号令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第２７　認定第５号令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について、日程第２８　認定第６号令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について、以上６件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、令和６年度七飯町一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算の概要について、別にお配りしております令和６年度決算参考資料、別冊の公営企業会計決算書により、ポイントを絞り御説明いたします。

紫色の資料、令和６年度決算参考資料を御用意願います。

最初に、１ページから８ページまでは、令和６年度一般会計決算の状況としまして、総括事項、歳入歳出の決算状況、町債発行額及び公債費の状況など、文章でまとめられた資料の内容となりますので、後ほど御確認頂ければと思います。

次に、９ページから１２ページまでは、財政指標等資料としまして、令和２年度から令和６年度までの直近５か年の歳入歳出決算額、財政指標等の状況、各数値算出調書、基金残高の状況を記載しております。

その資料の中の１０ページを御覧願いたいと思います。

一般会計財政指標等の状況としまして、表中右側の令和６年度の列の決算数値ですが、表の上段から順に、１段目の収支状況の実質収支の額は、１億３，２５７万６，０００円の黒字から、令和６年度は財政調整基金への積立金に１億１，７１７万１，０００円、留保資金などを活用して町債の繰上償還に１億１，９３２万８，０００円、次年度への繰越金収支調整分として財政調整基金から４，９１７万１，０００円を取り崩しておりますが、実質、単年度収支は１億１，３３７万３，０００円の黒字決算となっています。

次に、２段目の経常収支比率については、人件費の上昇や、物価高騰による物件費、維持・補修費が増加傾向にあるものの、歳入経常一般財源等の増加により、経常収支比率の合計で８８．８％となり、前年度から０．６ポイント低下しております。

直近５か年では、おおむね９０％前後で推移している状況となっています。

次に、３段目の財政指標等数値のうち、実質公債費比率３か年平均は、比率を求める計算の分子となる元利償還金の額が年々減少傾向にあることから、０．６ポイント低下し、７％。

その下の将来負担比率は、同じく将来負担額を求める計算の分子となる、地方債現在高の総額が年々減少傾向にあることから、４．９ポイント低下し、２．２％となっております。

次に、４段目の町税の決算額ですが、前年度と比較して４，５９６万６，０００円減の２９億４，６４７万１，０００円となりましたが、令和６年度は定額減税による個人住民税所得割から定額控除が行われたため、町民税個人分の減収が６，７７９万５，０００円となっております。

また、その下の町税の徴収率は、前年度と比較して０．１ポイント上昇し、９７．５％となっております。

次に、１１ページを御覧願います。

（１）の実質公債費比率・将来負担比率計算書のＥ欄の地方債現在高となりますが、前年度と比較して１億６，４１８万６，０００円減の１１６億９，８６７万４，０００円で、Ｆ欄の充当可能基金は、前年度と比較して１億９，４８１万円増の２７億１，３２９万４，０００円となったことから、これらの計算結果により、将来負担比率は２．２％となっています。

次に、（２）の地方債現在高及び借入先別現在高については、一般会計が発行した町債のほか、公営企業会計が発行した企業債を加えた町全体の地方債現在高となり、前年度と比較して１億３，２４７万６，０００円減の１６２億６，４２３万８，０００円となっており、直近５か年では令和２年度の現在高をピークに毎年減少している状況です。

次に、１２ページは令和２年度から令和６年度までの基金残高の状況となりますが、基金会計の締め日で記録する令和７年３月３１日現在で記載しています。

町全体の基金残高は、前年度と比較して２億６，３８３万円増加し、２８億５，６５５万６，８７１円となっています。

続いて、決算の具体的な内容につきましては、１３ページからとなります。

令和６年度各会計別決算額総括表で、一般会計、各特別会計の歳入歳出決算額を記載しています。

最初に、一般会計ですが、Ｂ欄の歳入決算額１４５億７，６５７万４２８円に対し、歳出決算額は１４３億６，３３０万５，３２２円で、歳入歳出差引き額は２億１，３２６万５，１０６円となりますが、この差引き額から翌年度に繰り越した事業の財源に充てる額として、下段の米印２の数値となりますが、８，０６８万９，０００円を差し引いた１億３，２５７万６，１０６円が実質収支額となります。

また、右隣の最終予算額に対する決算額の比較増減ＡマイナスＢの欄では、歳出で１８億

２，８２６万円を超える予算残額となっておりますが、この残額には七飯中学校長寿命化改修事業や、各小学校及び大沼岳陽学校の空調設備設置事業など、翌年度への繰越し事業１５件が含まれており、繰越し事業の総額１６億３，３４２万円を差し引いた１億９，４８４万４，６７８円が実質的な付与額となります。

次に、国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額３２億３，３７６万５，３９２円に対し、歳出決算額は３２億２，８８５万３，８４４円で、歳入歳出差引き額は４９１万１，５４８円となり、全額剰余金として翌年度に繰り越されます。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入決算額５億１，５２８万３，２６５円に対し、歳出決算額は５億６４３万９，２５０円で、歳入歳出差引き額は８８４万４，０１５円となり、全額剰余金として翌年度に繰り越されます。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定ですが、歳入決算額３１億３７８万２，８９１円に対し、歳出決算額２９億６，１３４万２，９２３円で、歳入歳出差引き額は１億４，２４３万９，９６８円となり、全額剰余金として翌年度に繰り越されます。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定の決算額ですが、歳入歳出同額の１，１１９万９６０円で、差引き額は０円となりますが、介護サービス事業勘定は介護予防サービスの計画費収入をサービス事業勘定で受け、年度末に一般会計に繰り出す会計となります。

決算額の総額となりますが、令和６年度の一般会計、各特別会計の合計では、歳入決算額２１４億４，０５９万２，９３６円に対し、歳出決算額は２１０億７，１１３万２，２９９円で、差引き額は３億６，９４６万６３７円となり、令和７年６月１日に現金預金として、令和７年度会計に全額繰り越されています。

次に、１４ページを御覧願います。

令和６年度の一般会計歳入歳出決算額の款別構成比等に関する調べのうち、歳入の款別の状況となります。

最初に、収入済額、Ｃ欄の主な歳入還付の状況を御説明いたします。

１款町税の収入済額は、２９億４，６４７万１，０００円で、前年度と比較して４，５９６万６，０００円の減、率で１．５％の減少です。

町税の主な内訳として、個人住民税は６，７７９万５，０００円減の１０億１３４万９，０００円、法人町民税は３，７５２万７，０００円増の１億８，２８７万５，０００円、固定資産税は１，３２９万９，０００円減の１４億３，０１４万円などとなっております。

次に、９款地方特例交付金の収入済額は１億５，０４１万６，０００円で、前年度と比較して１億１，２７４万５，０００円の増、率で２９９．３％の増加となっております。

増加の主な要因ですが、令和６年度に実施した定額減税による減収分を補填する特例交付金として、１億１，３１８万２，０００円が交付されたことによるものです。

次に、１０款地方交付税の収入済額は、国の補正予算による追加交付を受けたことにより、４１億１，１０６万１，０００円で、前年度との比較では１億８，２１９万１，０００円の増、率で４．６％の増加となっております。

追加交付された普通交付税の増額分については、国からの通知、財政措置の内容により、地方公務員の給与改定実施分、後年度における地方債償還財源の前倒し措置により、減債基金をはじめとする各基金への積立てに活用されたものです。

次に、１４款国庫支出金の収入済額は２８億６８３万円で、前年度と比較して５億４，３１２万４，０００円の増、率で２４％の増加となっております。

増加の主な要因ですが、民間事業者の施設整備に対する就学前教育・保育施設整備交付金のほか、七飯中学校長寿命化改修事業の学校施設環境改善交付金などが増加の主な要因となります。

次に、１５款道支出金の収入済額は１２億９，４７０万９，０００円で、前年度と比較して１億７，００４万円の増、率で１５．１％の増加となっております。

増加の主な要因ですが、国庫支出金の増加要因と同じく、民間事業者の施設整備に対する子育て支援対策事業費補助金、安心こども基金などが増加の主な要因となります。

次に、２１款町債の収入済額は１１億１，５３０万円で、前年度と比較して７億３，７６０万円の増、率で１９５．３％の増加です。

令和６年度の町債の発行状況については、この資料の３３ページにも記載しておりますが、七飯中学校の長寿命化改修事業や、民間事業者の施設整備に対する事業者への発行などが増加の主な要因ですが、町債については、今後も引き続き交付税算入率が高い事業債を中心に、将来的な財政負担を招かぬよう、全体の発行額を抑制してまいりたいと考えているところです。

次に、右の列の不納欠損額、Ｄ欄の状況です。

１款町税は前年度より１万２，０００円減の５５５万円、１２款分担金及び負担金は前年度より１５万８，０００円減の７，０００円で、不納欠損額の合計は前年度と比較して５４万４，０００円減の５５５万７，０００円となっております。

次に、その右の列の収入未済額、Ｅ欄の状況です。

１款町税は前年度より６２４万２，０００円減の６，９６０万９，０００円、１２款分担金及び負担金は前年度より９７万６，０００円減の２，３９６万８，０００円、１３款使用料及び手数料は２万３，０００円、１６款財産収入は前年度より９万５，０００円増の１１０万６，０００円、２０款諸収入は前年度より３万３，０００円増の８８万８，０００円で、収入未済額の合計は前年度と比較して７０６万７，０００円減の９，５５９万４，０００円となっております。

この表のまとめとしまして、下段の合計欄となりますが、令和６年度歳入の調定額は１４６億７，７７２万１，０００円で、前年度と比較して１８億６２０万円の増、収入未済額は１４５億７，６５７万円で、前年度と比較して１８億１，３８１万１，０００円の増となり、調定額に対する収納割合は９９．３１％で、前年度と比較して０．１５ポイント上昇しております。

続いて、１５ページを御覧願います。

歳出の款別の状況となりますが、この表の下段、合計欄の説明となります。

令和６年度歳出の予算減額の計、最終予算額は１６１億９，１５７万円で、これに対し支出済額は１４３億６，３３０万５，０００円となり、翌年度へ繰り越す事業として、繰越免許費の総額１６億３，３４２万円を予算減額から差し引いた場合の付与額は１億９，４８４万５，０００円で、前年度と比較して４，７５３万３，０００円の減となっております。

同じく、翌年度繰越額を予算減額の計から差し引いた場合の執行率は９８．７％で、前年度と比較して０．６ポイント上昇している状況です。

次に、１６ページから２３ページにつきましては、歳入歳出決算額の科目別の前年度比較増減の状況ですが、説明については省略させていただきます。

次に、２４ページの（１）は直近３か年の決算収支の状況と、（２）は翌年度繰越免許事由の状況ですので、後ほど御確認頂ければと思います。

次に、２５ページは一般会計決算歳入の状況です。

この表は、地方公共団体の決算に関する統計、地方財政状況調査で全国的に統一した基準により作成されている資料となり、いわゆる決算統計と呼ばれているものです。

歳入合計の決算額Ａ欄は１４５億７，６５７万円で、右の臨時的な収入、Ｂ欄の特定財源と一般財源等の合計が３６億３，５１３万７，０００円となり、歳入決算額の２４．９％を占めており、前年度に比べ７．２ポイント高くなっております。

また、経常的な収入、ＡマイナスＢ欄の歳入合計は１０９億４，１４３万３，０００円で、歳入決算額の７５．１％を占めております。

次に、２６ページは、歳出の性質別経費の状況です。

この表も、歳入と同様に地方財政状況調査により作成された資料で、歳出経費の内容を決算統計上のルールに従い、性質別経費に分類して集計した表となります。

この表により、歳出の性質別経費に対して、歳入の特定財源及び一般財源等の充当状況が把握でき、財政構造の弾力性を示す経常収支比率がどの程度の割合であるかを示した表となります。

歳出決算額に充当された特定財源の総額は、５３億８，８５０万２，０００円で、前年度に比べ１６億１，３６９万円の増、率で４２．７％の増加となっております。

内訳は、臨時的な経費に２３億９，０７９万９，０００円で、前年度に比べ１４億６，６１６万１，０００円の増、経常的な経費に２９億９，７７０万３，０００円で、前年度に比べ１億４，７５２万９，０００円の増となっております。

最後に、経常収支比率ですが、歳出の経常的な経費のうち、一般財源等を充当して支出された総額は７０億７，９１８万８，０００円で、この額を、この表の下段の注釈米印２にある歳入経常一般財源等の総額に、町債の臨時財政対策債発行額を加えた７９億６，８１３万円で割ることにより、経常収支比率が求められますが、令和６年度の経常収支比率は８８．８％となり、前年度と比較して０．６ポイント低下しております。

経常収支比率が低下した主な要因ですが、令和６年度は比率を求める際の分母となる数値、歳入経常一般財源等の総額が２億８，７２９万２，０００円増加しており、中でも地方交付税のうち普通交付税の増加分で１億８，３４９万２，０００円、地方特例交付金の増加分で１億１，２７４万５，０００円の増が経常収支比率を低下させた主な要因です。

次に、２７ページからは、性質別経費で分類された、それぞれの経費の附属調書となります。

（１）は人件費及び職員数の状況です。

人件費の決算額は１７億６，０４７万６，０００円で、前年度に比べ７，０５９万８，０００円の増、率で４．２％の増加となっております。

また、職員数については、一般会計において職員給与等を支給する職員の総数を職員数として集計しておりますが、一般職と再任用職員を合わせた１７４人に、会計年度任用職員の８８人を加えた２６２人で、前年度より３名の減員となっております。

次に２８ページは、（２）に物件費、維持・補修費、公債費の状況、（３）に補助費等の状況を記載しております。

物件費の状況としましては、前年度と比較して４，８１４万７，０００円増加し、決算額は１６億６，５４８万５，０００円となりましたが、増加の主な要因は、需用費で高熱費の増加、委託料で施設管理委託料の増加やスクールバス運行委託料の増加などによるものです。

次に、維持・補修費は１の道路橋梁で町道の除雪委託料の増などにより、決算額は３億８，１１２万３，０００円で、前年度と比較して５，５１６万８，０００円の増、公債費は通常の約定償還に加え、前年度に引き続き共済と民間資金で発行した町債の繰上償還を実施しており、公債費の決算額は１３億３，８０５万２，０００円で、前年度と比較して４，１２４万円の減です。

次に、２９ページは（４）に扶助費の状況、（５）に積立金の状況、（６）に繰出金の状況を記載しています。

（４）の扶助費の状況では、国から交付された低所得世帯支援給付金や、物価高騰対策に伴う定額減税調整給付金などを除く事業では、特に増加の大きい項目として、障害者福祉扶助費の１２億７，９６６万４，０００円で、令和５年度と比較して１億２，０３６万１，０００円、伸び率で１０．４％の増加。

そのほか、児童手当の４億２，０２３万５，０００円。令和５年度と比較して４，０５６万５，０００円、伸び率で１０．７％の増加などが挙げられ、扶助費の決算額は３５億６，１３１万６，０００円となり、前年度と比較して、７，４８９万１，０００円の増です。

次に、（５）の積立金の状況については、各

基金の積立金の決算額と前年度との比較増減が記載されておりますので、後ほど御確認頂ければと思います。

次に、（６）の繰出金の状況については、各特別会計の繰出金の状況となり、国民健康保険特別会計では８６５万２，０００円増加しましたが、介護保険特別会計では９４８万４，０００円減少し、決算額は１３億８２３万９，０００円となっております。

続いて、３０ページ及び３１ページは、投資的経費の状況です。

投資的経費のうち、普通建設事業費の決算額は２３億２，２５５万９，０００円で、前年度と比較して１５億７，１３９万９，０００円の増、率で２０９．２％の増加です。

投資的経費の内容につきましては、後ほど御確認頂ければと思います。

次に、３２ページは基金の令和６年度中の増減額を表した、一般会計決算積立金及び繰入金の状況となります。

この表の説明となりますが、各基金は、それぞれ基金会計として決算書に記載する年度末現在高の表、３月３１日現在で記載しておりますが、これを決算統計上のルールに従いまして、５月３１日現在の基金現在高を地方財政状況調査により報告しているため、この表では５月３１日現在の基金現在高を御説明いたします。

下段の米印２の箇所からの説明となりますが、令和５年度会計の年度末基金現在高の合計は２２億４，０４０万１，０００円で、令和６年度中の積立金は、表の②３月末までに積立てを行った金額と、④の出納整理期間中において積立てを行った金額の合計で、３億５，８５２万３，０００円の積立てを行っており、⑤の繰入金は、次年度への繰越金の収支調整分として財政調整基金をはじめとする各基金から合計１億８，７６７万５，０００円を取り崩しております。

この結果、令和７年５月３１日現在の基金現在高の合計は２４億１，１２４万９，０００円となり、前年度と比較して１億７，０８４万８，０００円の増加となっております。

なお、財政調整基金の現在高につきましては、前年度と比較して６，８００万円増加し、１２億６，８００万円となりましたが、これを令和６年度の標準財政規模の額で割った数値は１６．３％となり、前年度と比較して０．５ポイントを増加しております。

次に、３３ページは一般会計決算、地方債発行額及び現在高等の状況ですが、令和６年度末の地方債現在高は１１６億９，８６７万４，０００円で、前年度と比較して１億６，４１８万６，０００円の減となっております。

次に、３４ページは、その他の支出状況としまして、（１）に町長交際費の支出状況、（２）に予備費の充当状況を記載していますので、後ほど確認頂きたいと思います。

続いての資料は、一般会計決算財務書類となり、３５ページから４０ページまでは統一的な基準による地方公会計の整備により作成された財務書表です。

地方公共団体における財務書類の整備につきましては、平成２６年に総務省から複式簿記や固定資産台帳の導入による統一的な基準による地方公会計の整備方針が示され、全ての地方公共団体において、この統一的な基準による財務書類を平成２８年度決算から作成することとなりまして、七飯町もこの基準にのっとって作成しています。

また、４１ページ以降は事務事業の行政実績としまして、各課が所管する事務事業の行政実績を掲載しておりますので、後ほど御覧願いたいと存じます。

続いて、別冊の令和６年度七飯町公営企業会計決算書を御用意頂きたいと思います。

最初に、水道事業会計の決算報告となりますので、２ページをお開き願います。

（１）の収益的収入及び支出の決算報告で、決算額には消費税及び地方消費税額を含んだ額となります。

初めに、収入の総額となる第１款水道事業収益の決算額は５億２，７９１万４３５円で、前年度と比較して１，２９３万８，６５２円の減、率で２．４％の減少です。

一方で、支出の総額となる第１款水道事業費用の決算額は４億７，５０４万２，５３４円で、前年度と比較して２，２７７万３，３０７円の増、率で５％の増加です。

次に、４ページの（２）資本的収入及び支出の決算額で、決算額には同じく消費税及び地方消費税額を含んだ額となり、収入の総額となる第１款資本的収入の決算額は３億５，９６１万５，３０５円で、前年度と比較して３，１９８万７，３７２円の増、率で９．８％の増加です。

一方、支出の総額となる第１款資本的支出の決算額は、５億８，３８９万３１円で、前年度と比較して１，２９０万８，５８９円の増、率で２．３％の増加です。

決算の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金により補填しています。

次に、７ページの損益計算書です。

この計算書は、決算で報告した収益的収入及び支出の決算額から消費税にかかる金額を除いた財務諸表となりまして、１の営業収益は４億１３２万２，３３６円で、前年度に比べ３７１万１７２円の減、２の営業費用は４億２，５６０万９，８２４円で、前年度に比べ２，０５２万７，９４３円の増となり、収益と費用の差額である営業損益は、２，４２８万７，４８８円の営業損失となりました。

次に、中段の３の営業外収益は７，２０３万８，３１５円で、前年度に比べ２００万７，１３２円の減、４の営業外費用は３，４９４万３，５９６円で、前年度に比べ１４２万５，１０６円の増となり、収益費用の差額に上段の営業損失を加えた経常利益は、１，２８０万７，２３１円となります。

最後に、５の特別利益、６の特別損失のより△１０万２，９６０円の差引き損失が発生しておりますが、この額に経常利益を加えた１，２７０万４，２７１円が当年度純利益となり、令和６年度会計は黒字決算となっております。

続いて、下水道事業会計の決算報告となりますので、５６ページをお開き願います。

（１）の収益的収入及び支出の決算報告で、決算額には消費税及び地方消費税額を含んだ額となります。

初めに、収入の総額となる第１款下水道事業収益の決算額は８億１７６万１，８２３円で、前年度と比較して１，７６０万５，７９１円の減、率で２．１％の減少です。

一方で、支出の総額となる第１款下水道事業費用の決算額は７億８，４７３万３７２円で、前年度と比較して４４１万５，５８１円の減、率で０．６％の減少です。

次に、５８ページの（２）資本的収入及び支出の決算額で、決算額には同じく消費税及び地方消費税額を含んだ額となり、収入の総額となる第１款資本的収入の決算額は１億７，２６３万１，１４２円で、前年度と比較して１億５４５万７，６９５円の減、率で３７．９％の減少です。

一方、支出の総額となる第１款資本的支出の決算額は、３億３，２７９万１，８２５円で、前年度と比較して１億２，７０３万４，０１３円の減、率で２７．６％の減少です。

なお、第１項建設改良費で、函館湾流域下水道事業に対する建設負担金１８３万２，２５０円が翌年度へ繰り越され、令和７年度において執行される繰越し事業となるものです。

決算の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金により補填しております。

次に、６１ページの損益計算書です。

この計算書は、決算で報告した収益的収入及び支出の決算額から消費税にかかる金額を除いた財務諸表となり、１の営業収益は４億２，４４９万８，４３６円で、前年度に比べ７４４万７，８５７円の減、２の営業費用は６億６，７０６万１，１４８円で、前年度に比べ６００万５，２５８円の増となり、収益と費用の差額である営業損益は、２億４，２５６万２，７１２円の営業損失となりました。

次に、中段の３の営業外収益は３億３，４８

１万３，６４２円で、前年度に比べ９６１万４，４１７円の減、４の営業外費用は９，１８３万５，５１０円で、前年度に比べ１，３９０万２，１７２円の減となり、収益費用の差額に上段の営業損失を加えた経常損益は、４１万５，４２０円の経常利益となります。

最後に、５の特別利益、６の特別損失により、△６万１，０５０円の差引き損失が発生しておりますが、この額に経常利益を加えた３５万４，３７０円が当年度純利益となり、令和６年度会計は黒字決算となっています。

以上で、令和６年度七飯町一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算の概要についての報告となります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、認定第１号から認定第６号までの６件について、一括して質疑を許しますが、詳細な質疑については、この後、決算審査特別委員会の設置が予定されていることから、質疑は財政に関わる総括的で一般的な事項といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第６号までの６件につきましては、神﨑和枝議員と議長を除く委員１２名で構成する令和６年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、併せて、地方自治法第９８条の検査権を付与したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第６号までの６件につきましては、神﨑和枝議員と議長を除く委員１２名で構成する令和６年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、併せて、地方自治法第９８条の検査権を付与することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

直ちに委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

午後３時４２分　休憩

午後３時４９分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

ただいま、令和６年度決算審査特別委員会から、委員長に稲垣明美議員、副委員長に澤出明宏議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒にお願いいたします。

○８番（稲垣明美）　ただいま令和６年度決算特別審査委員会の委員長に拝命されました稲垣明美と申します。

副委員長の澤出明宏です。

不慣れなもので、進行がうまくいくかどうか、分かりませんが、一生懸命頑張りますので、皆さん御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○１番（澤出明宏）　よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　就任の挨拶を終わります。

日程第２９

発議案第９号　特別委員会設置に関する決議

○議長（木下　敏）　日程第２９　発議案第９号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　発議案第９号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和７年９月５日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、稲垣明美、澤出明宏、川上弘一、佐々木 陵二、川村主税。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

１、名称。

第６次七飯町総合計画に関する調査特別委員会。

２、設置の目的。

第５次七飯町総合計画の検証と、第６次七飯町総合計画に関する調査が必要なため。

３、構成人員。

議長を除く１３名。

４、活動期間。

調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上です。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第９号特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました第６次七飯町総合計画に関する調査特別委員会は、七飯町議会委員会条例第６条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮かりいたします。

第６次七飯町総合計画に関する調査特別委員会は、議長を除く全員の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、第６次七飯町総合計画に関する調査特別委員会には、議長を除く全員の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午後３時５４分　休憩

午後３時５８分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

ただいま第６次七飯町総合計画に関する調査特別委員会より、委員長に中川友規議員、副委員長に田村敏郎を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒にお願いいたします。

○９番（中川友規）　ただいま議員の皆様により、第６次七飯町総合計画に関する調査特別委員会の委員長に御指名頂きました中川友規です。

隣が副委員長の田村敏郎議員です。

七飯町の方向性を決める重要な総合計画であります。

議員の皆様としっかりと議論をしていけるように進めてまいりたいと思いますので、皆様、御協力よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　就任の挨拶を終わります。

お諮りいたします。

令和６年度決算審査特別委員会の審査のため、９月１２日から９月２５日までの１４日間は休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、９月１２日から９月２５日までの１４日間は、休会することに決定いたしました。

散　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本日の日程は全

て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後４時０１分　散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員